松前町　障がい者福祉の計画

＜第３期松前町障がい者計画＞
計画期間　令和６年度～令和 11 年度

＜第７期松前町障がい福祉計画・第３期松前町障がい児福祉計画＞
計画期間　令和６年度～令和８年度

自立と共生の時代　だからこそ

やさしさのある温かいまちをつくるために

令和６年３月

北海道　松前町

はじめに

本町におきましては、障がい者が地域の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向けて、障がい者の自立と安心した暮らしを支えるために、平成１９年３月に「自立と共生の時代　だからこそ　やさしさのある温かいまちをつくるために」を基本理念とする「松前町障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての町民の皆様が安らぎを感じながら生活を続けることができるよう、多様な障がい者施策を推進してまいりました。

この間、「障害者の権利に関する条約」の批准（平成２６年１月）に向けて国内の法整備が進められ、平成２４年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成２５年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。その後も、令和３年に「事業者による合理的配慮の提供の義務化（改正障害者差別解消法）」が公布され（令和６年４月施行）、令和４年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境や障がい者福祉施策は、目まぐるしく変化しております。

このような状況の中、これからも、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し、支えあいながら、安心して共に暮らせる共生社会の実現を目指し、障がい者福祉施策の更なる推進を図るために「障がい者福祉の計画」を策定いたしました。

計画の推進にあたりましては、町民の皆様をはじめサービス事業所、関係機関、関係団体等と連携・協力し全力で取り組んでまいります。今後とも皆様の一層のご理解とご協力をよろしく願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたりアンケート調査にご協力をいただきました皆様、また、計画策定にご尽力いただきました「松前町地域自立支援協議会」の委員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和６年３月

松前町長　石　山　英　雄

目次

第１部　計画のあらまし 1
第１章　計画策定の趣旨 2
　１．計画の概要 2
　２．計画の位置づけ・期間 3
　３．計画の策定体制 4
　４．計画の進行管理 4
　５．障がい者福祉に関する法制度の動向 5
第２章　障がい者の現状 7
　１．障がい別の動向 7
第３章　アンケート調査結果 15
　１．調査実施の概要 15
　２．調査結果（概要） 16
第４章　障がい者を取り巻く背景と課題 31
　１．社会状況等の背景 31
　２．今後に向けた現状・課題（まとめ） 32

第２部　第３期松前町障がい者計画 35
第１章　計画の基本的な考え方 36
　１．基本理念 36
　２．基本目標 37
　３．施策の体系 38
第２章　分野別の施策 39
　Ⅰ．地域生活の支援体制の充実 39
　Ⅰ－１．生活支援 39
　Ⅰ－２．保健・医療 43
　Ⅱ．自立と社会参加の促進 46
　Ⅱ－１．療育・教育 46
　Ⅱ－２．雇用・就労 49
　Ⅱ－３．社会参加 51
　Ⅲ．バリアフリー社会の実現 54
　Ⅲ－１．啓発・広報 54
　Ⅲ－２．生活環境 57
　Ⅲ－３．情報・コミュニケーション 60

第３部　第７期松前町障がい福祉計画　第３期松前町障がい児福祉計画 63
第１章　サービス提供体制の現状 64
１．サービス提供体制の現状と評価 64
２．主なサービス提供基盤の整備状況（令和５年１月１日現在） 64
３．サービスの利用者数（令和５年 11 月サービス分） 65
第２章　計画推進のための基本的事項 67
１．計画の基本理念（令和８年度に向けて目指す方向） 67
２．計画推進の基本方針 68
３．令和８年度における数値目標の設定 71
第３章　サービス量の見込み 76
１．居住系サービス量の見込み 76
２．日中活動系サービス量の見込み 76
３．訪問系サービス量の見込み 78
４．相談支援サービス量の見込み 79
５．地域生活支援事業サービス量の見込み 79
６．障がい児支援のサービスの量の見込み 83
第４章　サービス見込量の確保の方策 85
１．障がい福祉サービスの必要量確保の方策 85
２．相談支援の必要量確保の方策 87
３．地域生活支援事業の必要量確保の方策 87
第５章　計画の推進等 91
１．住民や関係団体との連携 91
２．庁内の連携 91

資 料 編 93
１．松前町障がい福祉計画（第１期～第５期計画）のサービス見込量と実績 94
２．策定経過 98
３．松前町地域自立支援協議会設置要綱 99
４．松前町地域自立支援協議会委員名簿 101
５．障害福祉サービスの内容 102
６．用語解説 105

第１部　計画のあらまし

第１章　計画策定の趣旨

１．計画の概要

本町では、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成 30 年３月に「第２期松前町障がい者計画」（６年計画）を策定しました。

また、平成 25 年施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等に基づき、障害福祉サービス等の数値目標と見込量を定めるため、令和３年度に「第６期松前町障がい福祉計画・第２期松前町障がい児福祉計画」（３年計画）を策定しました。

これまで、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が地域社会の中で自立し、社会参加ができる社会環境づくりを目指して障がい者施策を推進するとともに、虐待や差別の防止、発達障害者への支援など、多様な視点に基づく取組みを行ってきました。

このたび、これらの計画期間が終了することから、近年の動向などをさらに踏まえつつ、新たな計画として「第３期松前町障がい者計画」「第７期松前町障がい福祉計画・第３期松前町障がい児福祉計画」を策定するものです。

■計画の対象者

本計画でいう障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者ばかりではなく、難病患者をはじめ、療育の必要な児童、発達障がい者、自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要するすべての人とします。

２．計画の位置づけ・期間

本町では、「障害者基本法」に基づき、障害のある人のための施策の基本的な理念や施策の方向性を示す障害者計画の計画期間を６か年として策定します。その６か年を前期と後期に分け、３か年計画として「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービス等の数値目標と見込量を示した障害福祉計画を定めます。

また、「児童福祉法」に基づき、障害児福祉サービスなどの見込量についても障害児福祉計画として策定します。

■　松前町の障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ・期間

<table>
<tr><td>～令和５年度
（2023）</td><td>令和６年度
（2024）</td><td>令和７年度
（2025）</td><td>令和８年度
（2026）</td><td>令和９年度
（2027）</td><td>令和10年度
（2028）</td><td>令和11年度
（2029）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">前計画</td><td colspan="6">基本理念と施策の方向性
「障がい者計画」
（障害者基本法 第１１条第３項）</td></tr>
<tr><td colspan="3">数値目標と障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等見込量
「障がい福祉計画」
（障害者総合支援法）
＋
数値目標と障害児福祉ｻｰﾋﾞｽ等見込量
「障がい児福祉計画」
（児童福祉法）</td><td colspan="3">見直しのうえ
次期計画の策定へ</td></tr>
</table>

３．計画の策定体制

（１）松前町地域自立支援協議会の意見聴取

本計画の策定にあたっては、「松前町地域自立支援協議会」において計画素案を審議いただき、その意見を踏まえた上で策定を行っています。

（２）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、地域における障がい者等の実情、ニーズを的確に把握するため、障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査を実施しました。

４．計画の進行管理

計画の進行に当たっては、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施する「ＰＤＣＡサイクル」を基本として進めていきます。

■ＰＤＣＡサイクル

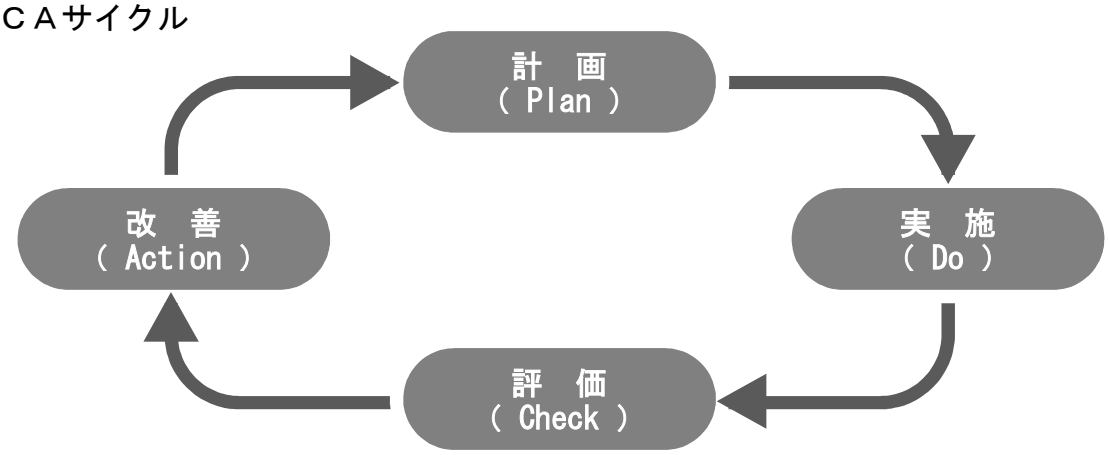

○計画（Plan）　　：目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
○実行（Do）　　：計画に基づき活動を実行する
○評価（Check）　　：活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
○改善（Act）　　：考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

５．障がい者福祉に関する法制度の動向

本計画等の障がい者福祉に関する法制度の動向については、次のような点が挙げられます。

■障がい者福祉に関する法制度の動向

年	内　容
平成 18 年 （2013）	・「障害者自立支援法」施行 ３障がい（身体・知的・精神）のサービス提供主体が市区町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障がいのある人を支える仕組みが構築される。
平成 19 年 （2014）	・障がいのある子どもの教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置づけられる。 ・「障害者権利条約」に署名
平成 21 年 （2016）	・国連「障害者権利条約」の締結に必要な国内法の整備を始めようとする日本の障がい者制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革本部」を内閣に設置。
平成 23 年 （2018）	・「障害者基本法」改正 ・共生社会の実現、差別禁止、教育・療育支援の充実化など。
平成 24 年 （2019）	・「障害者総合支援法」成立 ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成 25 年 （2013）	・「障害者総合支援法」一部施行　新たに難病を追加 ・「障害者優先調達推進法」施行　障がいのある人の法定雇用率の引き上げ ・成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部改正する法律施行 ・「障害者差別解消法」成立 ・「障害者雇用促進法」改正
平成 26 年 （2014）	・国連「障害者権利条約」批准 ・「精神保健福祉法」改正 ・「障害者総合支援法」施行　応能負担の明確化と障がい者の定義及び障がい程度区分の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援強化など
平成 27 年 （2015）	・「難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行

平成 28 年 （2016）	・「障害者差別解消法」施行 ・「児童福祉法」改正　児童福祉法の理念の明確化や市町村及び児童相談所の体制の強化等 ・「発達障害者支援法」の改正　発達障がいのある人の定義の改正、基本理念の新設など、総則に大きな改正
令和３年 （2021）	・「改正障害者差別解消法」公布（2024 年 4 月施行） （事業者による合理的配慮の提供の義務化）
令和４年 （2022）	・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」公布・施行 ・「改正児童福祉法」公布（2024 年 4 月施行） （障害児入所施設の 22 歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化） ・「障害者総合支援法等一部改正法」公布（2024 年 4 月施行） （地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援）

第２章　障がい者の現状

１．障がい別の動向

（１）身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、令和４年度に 479 人となっており、平成 24 年度と比較すると、10 年間で 206 人減少しています。

また、当町の人口に占める割合は、平成 24 年度の 7.70%から令和４年度には 7.54%とほぼ横ばいの状況です。

18 歳以上は、令和４年度で 477 人と全体の 99.6%を占めており、10 年間で 205 人減少しています。

また、18 歳未満は、ここ 5 年間では減少傾向にあり、全体に占める割合も、0%台とごくわずかな割合となっています。

■身体障害者手帳交付者数の推移（各年度 4 月 1 日現在（単位：人））

区分	平成 24 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
18 歳未満	3	0	1	2	2	2
18 歳以上	682	548	523	503	499	477
計	685	548	524	505	501	479
人口に占める割合	7.70%	7.41%	7.34%	7.33%	7.56%	7.54%

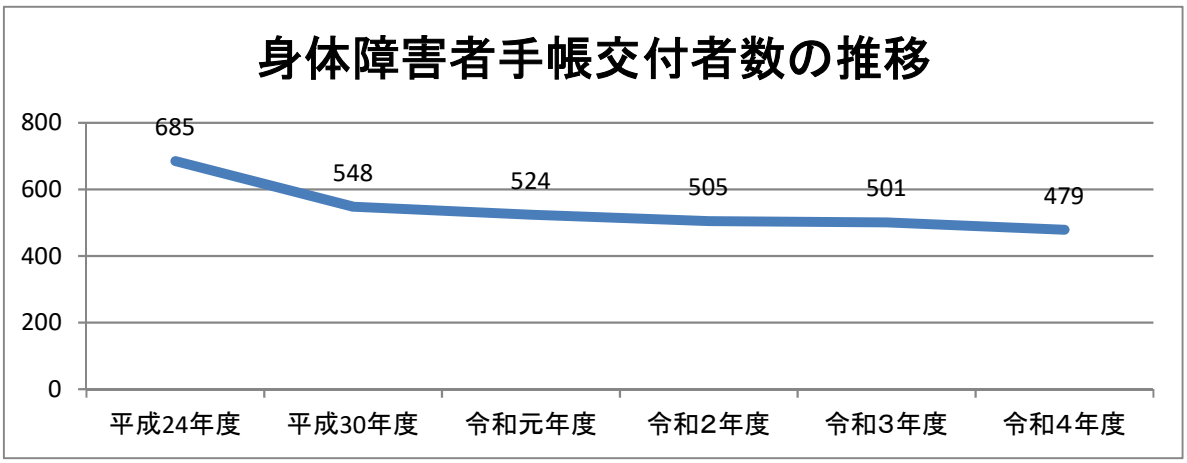

級別の状況では、平成 24 年度においては、1 級で 168 人、2 級で 129 人、3 級で 131 人、4 級で 185 人、5 級で 40 人、6 級で 32 人という状況であったのに対し、令和４年度には、1 級で 14 人減の 154 人、2 級で 64 人減の 65 人、3 級で 48 人減の 83 人、4 級で 56 人減の 129 人、5 級で 19 人減の 21 人、6 級で 5 人減の 27 人となっております。

推移動向を見ると、特に、2 級の減少率が大きく、令和４年度の数値は、平成 24 年度の半数程度となっています。

■身体障害者手帳交付者数、級別の状況（各年度 4 月 1 日現在（単位：人））

区分	平成 24 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
1 級	168	124	140	145	152	154
2 級	129	85	88	82	74	65
3 級	131	109	92	88	88	83
4 級	185	165	152	142	138	129
5 級	40	30	28	25	23	21
6 級	32	26	24	23	26	27
7 級		6				
計	685	548	524	505	501	479

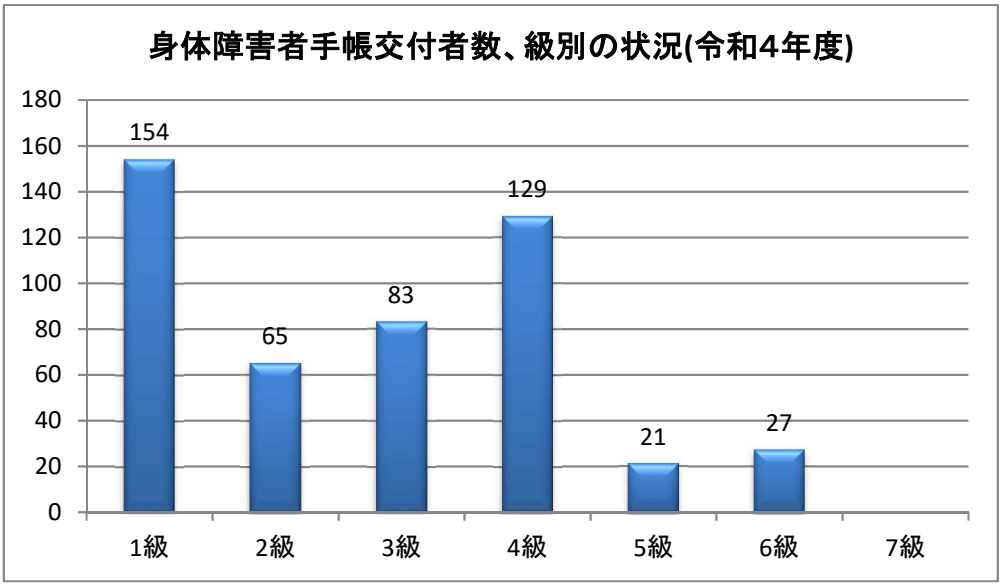

年齢別の状況では、平成 24 年度においては、30 歳～39 歳で 19 人、40 歳～49 歳で 24 人、50 歳～59 歳で 54 人、60 歳～69 歳で 169 人、70 歳～79 歳で 223 人、80 歳～89 歳で 165 人、90 歳以上で 25 人という状況であったのに対し、令和４年度には、30 歳～39 歳で 14 人減の 5 人、40 歳～49 歳で 15 人減の 9 人、50 歳～59 歳で 25 人減の 29 人、60 歳～69 歳で 136 人減の 33 人、70 歳～79 歳で 89 人減 134 人、80 歳～89 歳で 6 人増の 171 人、90 歳以上で 69 人増の 94 人となっております。

推移動向を見ると、減少率では 60 歳～69 歳が、増加率では 90 歳以上が特に大きくなっています。

■身体障害者手帳交付者数、年齢別の状況（各年度 4 月 1 日現在（単位：人））

区分	平成 24 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
0 歳～9 歳	1	0	0	1	1	1
10 歳～19 歳	3	0	1	1	1	1
20 歳～29 歳	2	1	1	1	2	2
30 歳～39 歳	19	5	4	4	4	5
40 歳～49 歳	24	10	11	10	10	9
50 歳～59 歳	54	26	27	26	27	29
60 歳～69 歳	169	35	35	38	36	33
70 歳～79 歳	223	129	131	133	135	134
80 歳～89 歳	165	189	182	175	179	171
90 歳以上	25	153	132	116	106	94
計	685	548	524	505	501	479

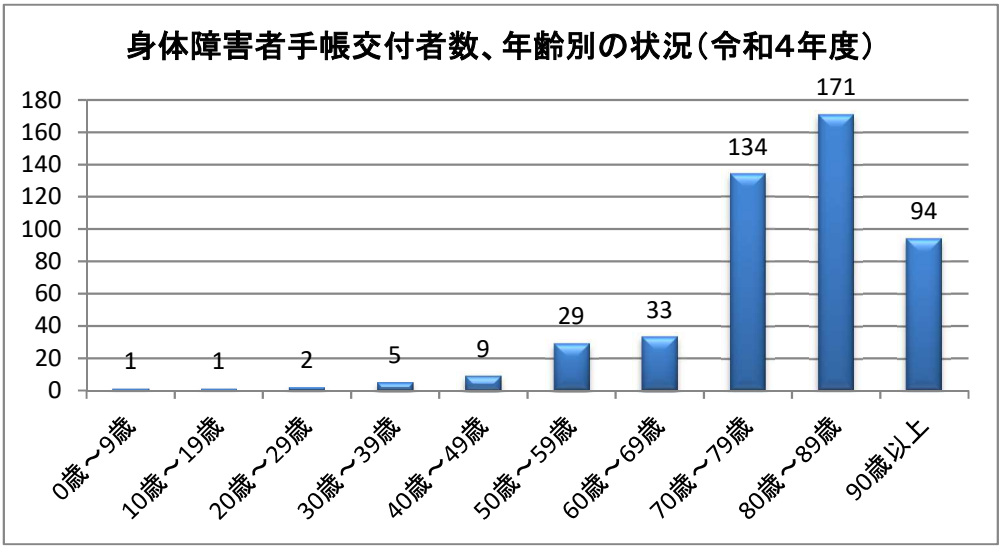

障がい別の状況では、肢体不自由が最も多く、令和４年度で全体の 55.7%を占めており、次いで、内部機能障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいの順となっています。

推移動向を見ると、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、内部機能障がいは、ほぼ横ばいとなっており、肢体不自由が減少傾向となっています。

■身体障害者手帳交付者数、障がい別の状況（各年度４月１日現在（単位：人））

区分	平成 24 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚障がい	46	33	30	30	27	25
聴覚・平衡機能障がい	59	35	35	35	36	36
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	7	5	5	5	6
肢体不自由	417	336	321	306	287	267
内部機能障がい	156	137	133	129	146	145
計	685	548	524	505	501	479

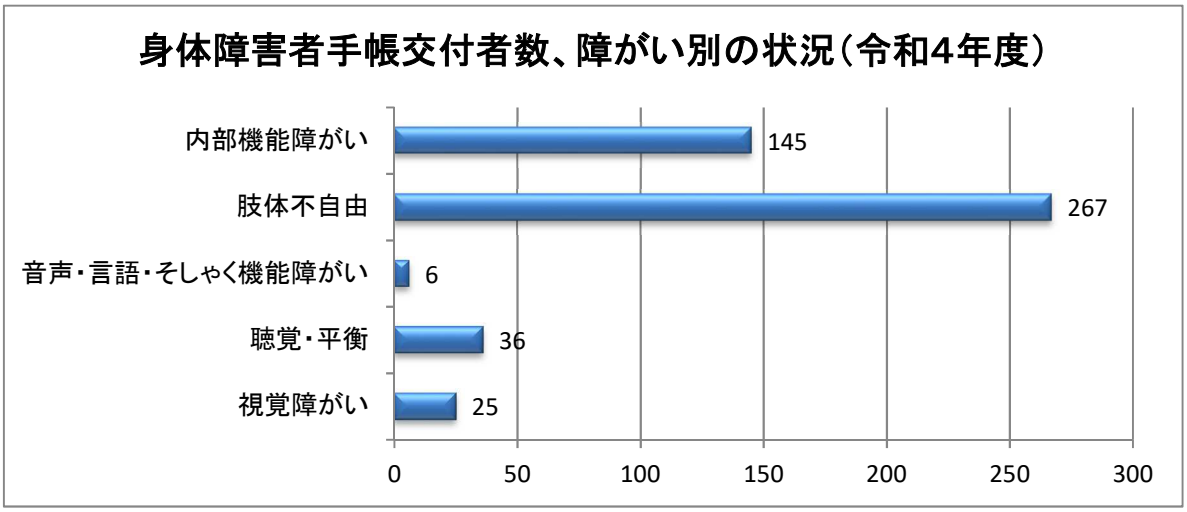

（２）知的障がい

療育手帳の交付者数は、令和４年度で 97 人となっており、平成 24 年度と比較すると、10 年間でほぼ横ばいとなっています。

また、当町の人口に占める割合は、平成 24 年度の 1.07%から令和４年度には 1.53%と 0.46 ポイント増加しています。

さらに、障がいの程度別に過去 10 年間の推移を見ると、B 判定（中軽度）では 5 人増加していますが、A 判定（重度）で 3 人減となり緩やかな減少傾向にあります。

■療育手帳交付者数（各年度 4 月 1 日現在（単位：人））

区分	平成 24 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
A 判定（重度）	32	28	28	29	28	29
B 判定（中軽度）	63	67	68	71	68	68
計	95	95	96	100	96	97
人口に占める割合	1.07%	1.31%	1.35%	1.45%	1.45%	1.53%

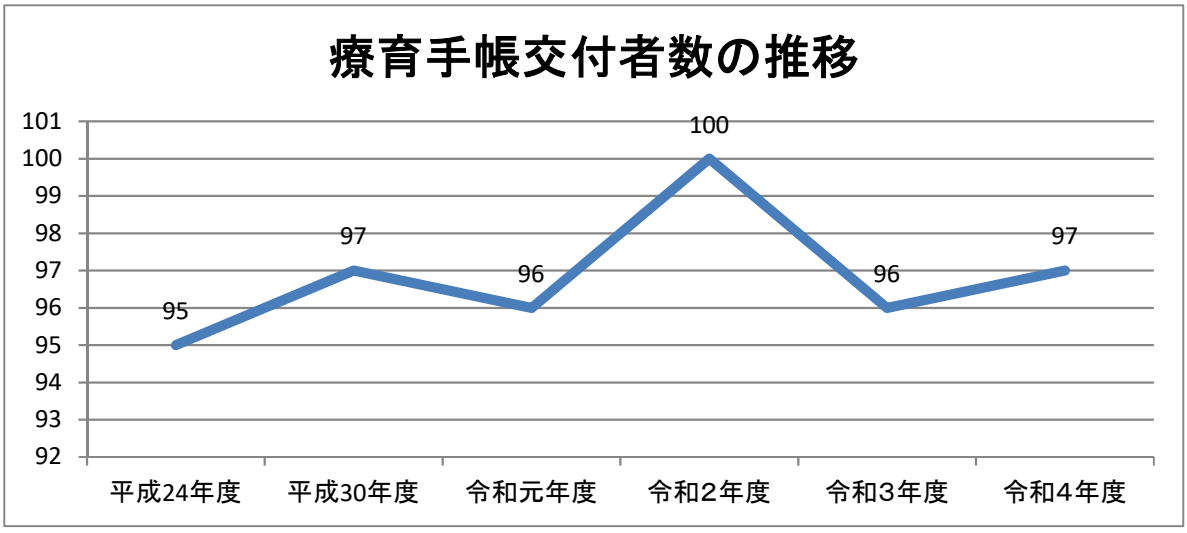

（３）精神障がい

本町で把握している精神障がい者数は、令和４年に 67 人となっており、平成 24 年度の 113 人と比較すると、10 年間で 46 人減少しており、人口に占める割合は、平成 24 年の 1.27%から令和４年には 1.05%と 0.22 ポイント減少しています。

一方、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成 24 年度に 23 人となっており、令和４年度には 31 人と、概ね横ばい傾向にあります。

また、当町の人口に占める割合は、平成 24 年度に 0.26%となっており、令和４年度には 0.49%と、0.23 ポイント増加しています。

■精神障がい者数等の推移

（精神障がい者数は各年 12 月 31 日現在、
精神障害者保健福祉手帳交付者数は各年 3 月 31 日現在（単位：人））

区分	平成 24 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
精神障がい者数 A	113	62	60	51	54	67
精神障害者保健福祉手帳交付者数 B	23	34	35	32	31	31
A の人口に占める割合	1.27%	0.84%	0.84%	0.74%	0.82%	1.05%
B の人口に占める割合	0.26%	0.46%	0.49%	0.46%	0.47%	0.49%

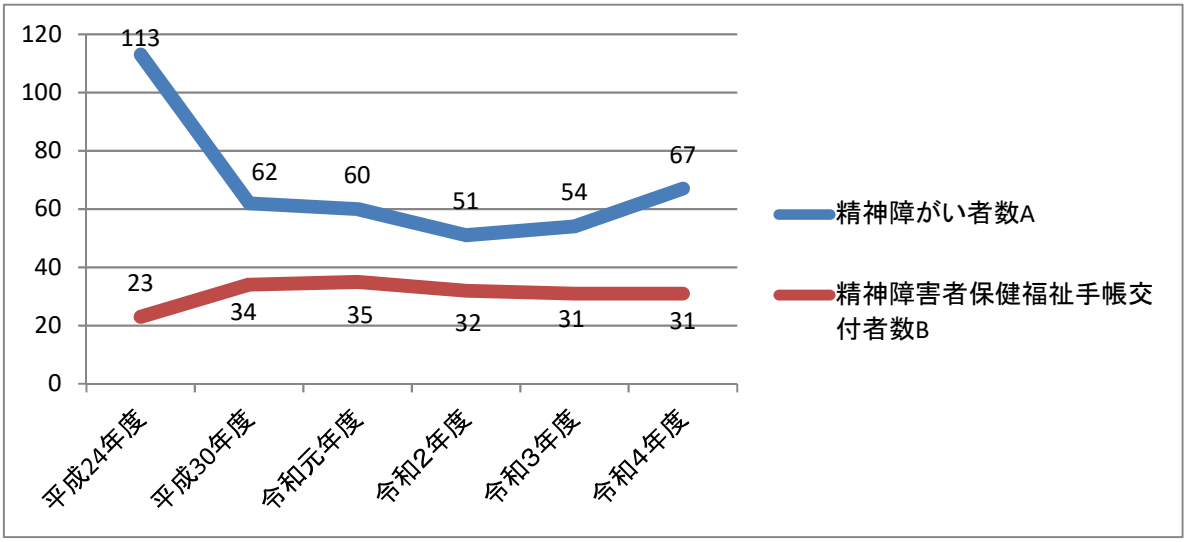

精神障がい者数、疾患別の状況では、そううつ病が最も多く、令和４年度で全体の 38.8%を占めており、次いで、統合失調症、てんかん、心因性精神障がい、脳器質性精神障がいの順となっています。

推移動向を見ると、全体的に横ばい若しくは減少傾向にあるものの、令和２年度に減少した総合失調症、そううつ病が若干の増加傾向にあります。

■精神障がい者数、疾患別の状況（各年 12 月 31 日現在（単位：人））

区分	平成 24 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
統合失調症	32	26	24	16	16	22
そううつ病	31	21	20	20	23	26
脳器質性精神障がい	10	4	4	2	2	2
中毒性精神障がい	2	1	1	2	2	2
心因性精神障がい	25	1	1	3	3	3
てんかん	5	3	4	5	6	8
その他	8	6	6	3	2	4
計	113	62	60	51	54	67

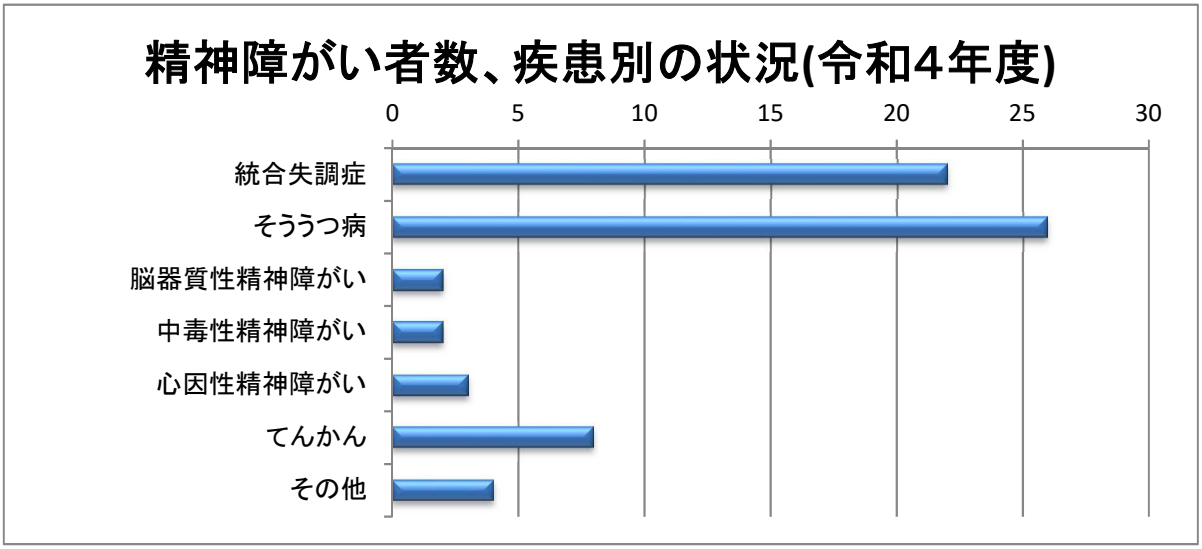

精神障害者保健福祉手帳交付者数、級別の状況では、令和４年度は１級が 3 人で、全体の 9.6%、２級が 18 人、58.0%、３級が 10 人、32.2%となっています。

推移動向を見ると、令和元年に減少が見られたものの、再び増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数、級別の状況（各年 12 月 31 日現在（単位：人））

区分	平成 24 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１級	4	4	5	3	3	3
２級	15	23	25	22	18	18
３級	4	7	5	7	10	10
計	23	34	35	32	31	31

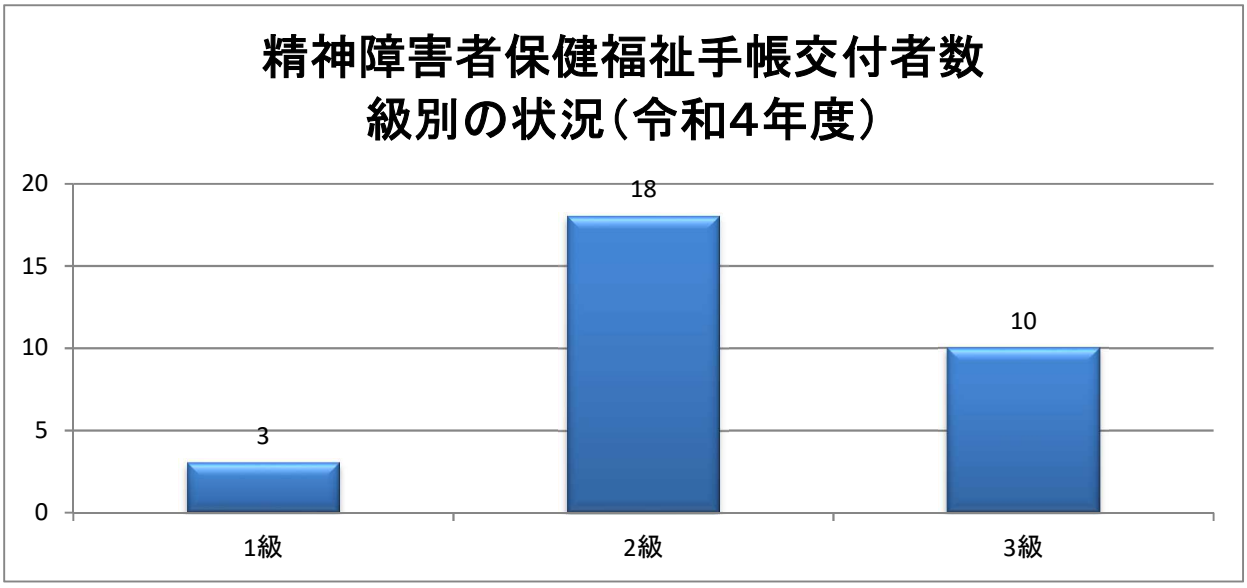

第３章　アンケート調査結果

本計画の策定にあたり実施したアンケート調査集計結果について、本町が取り組むべき障がい者（児）福祉に関わる施策・事業体系構築の参考情報として、概要を紹介します。

１．調査実施の概要

■調査概要

項　目	内容
○対象者	手帳所持者や計画に関わる対象者（町外施設の利用者を含む）
○調査票の配布・回収方法	郵送による配布・回収
○配布数	５３８票
○有効回収数	２８８票
○有効回収率	５３．５％

■調査日程

項　目	時　期
○調査票の設計	令和５年　８月～　９月
○調査票の印刷・発送準備	９月～１０月
○調査票の配布・回収	１０月
○調査結果の集計・とりまとめ	１１月～１２月

２．調査結果（概要）

◆回答者の年齢構成

（総数= 288）

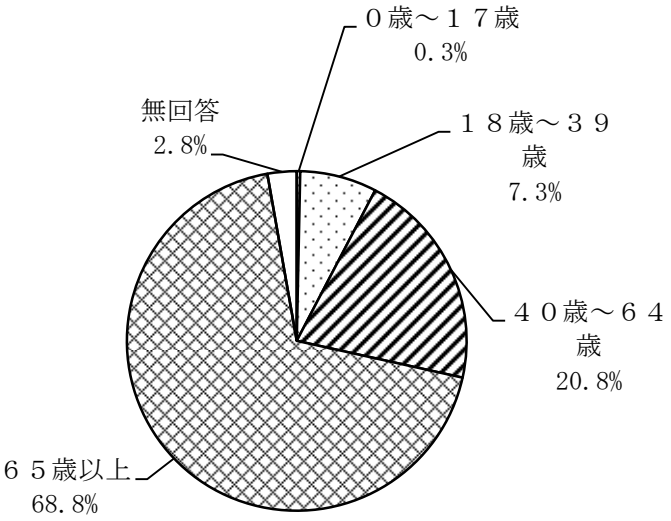

年齢は、65 歳以上が７割近くと最も多くなっています。

◆回答者の性別構成

（総数= 288）

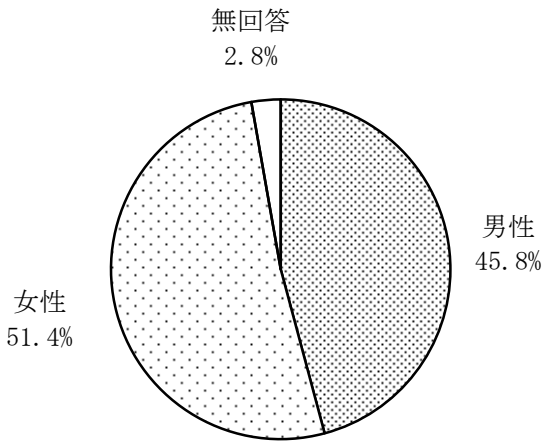

性別は、女性がやや多い構成となっています。

◆回答者の居住地域

（総数= 288）

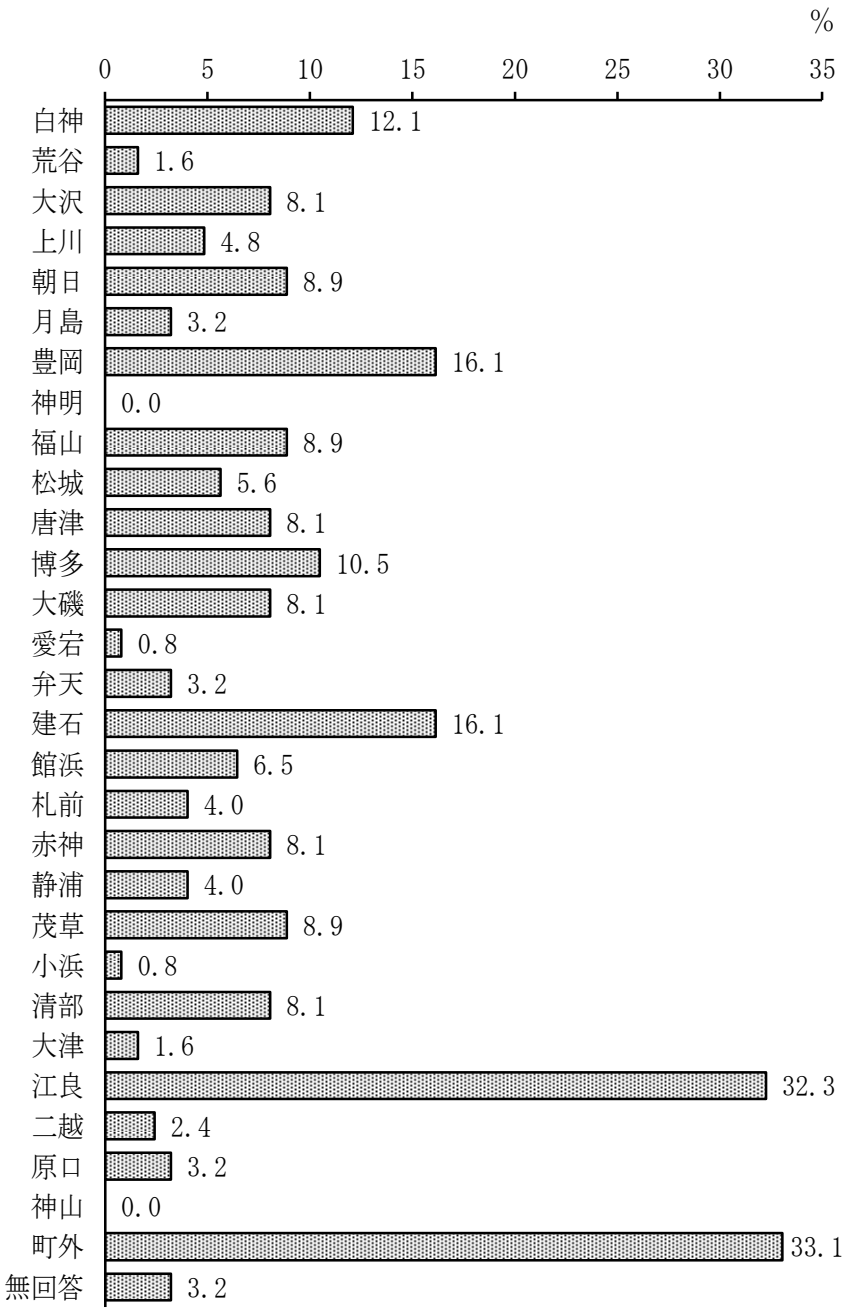

居住地域については、「江良」や「町外」が比較的多い構成となっています。

◆主な支援者

（総数= 288（複数回答））

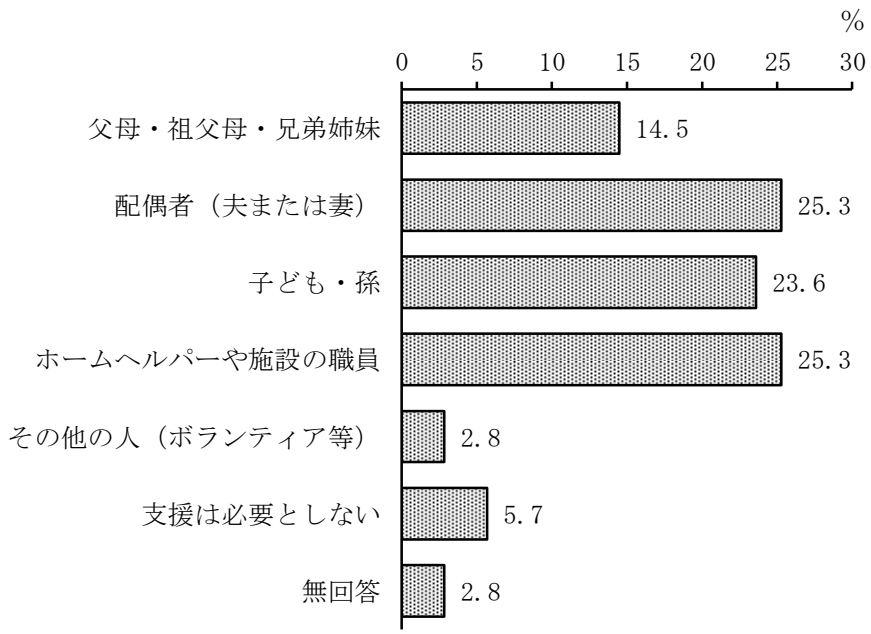

配偶者や子・孫、福祉サービス職員など、多様な支援者により支えられている状況がうかがえます。

◆手帳の種類・等級

（総数= 288（複数回答））

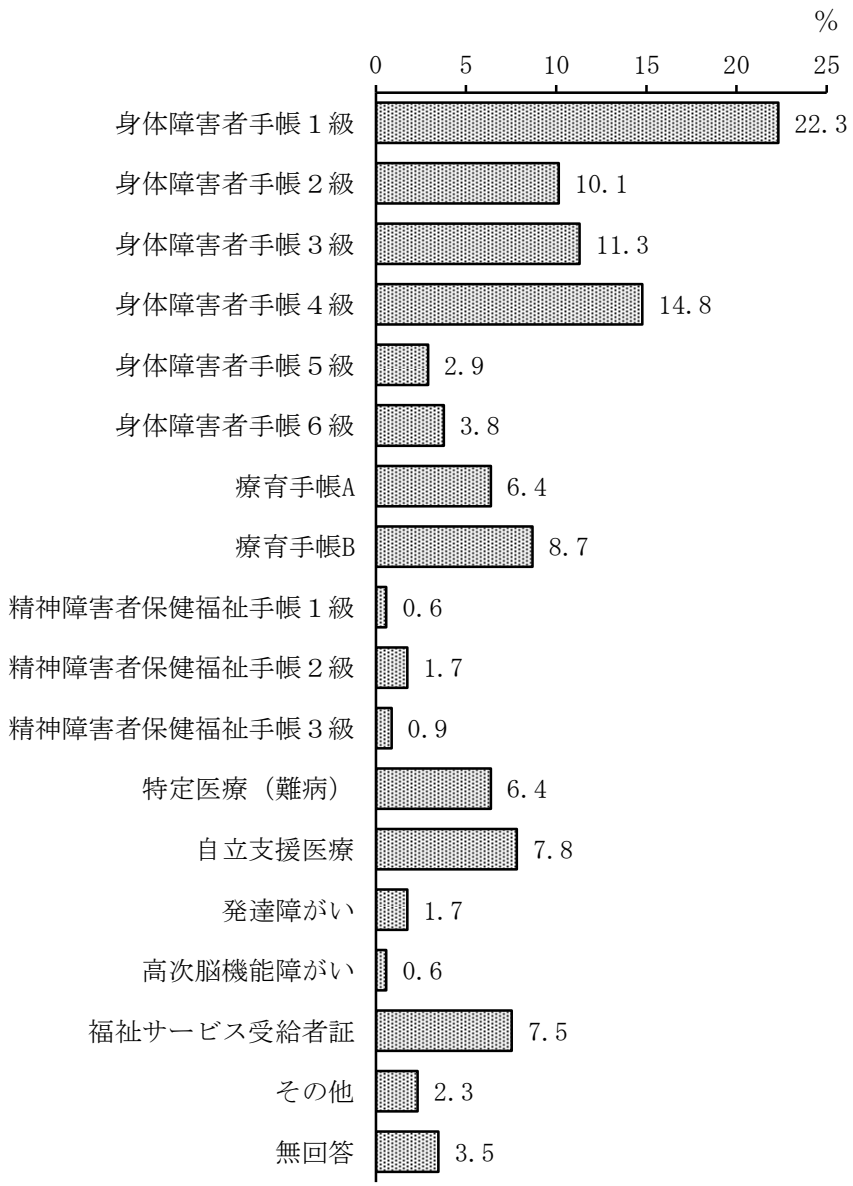

身体障害者手帳所持者が比較的多い構成となっています。

◆一緒に暮らしている人　／　今後暮らしたい人

（総数= 288）

＜現在＞

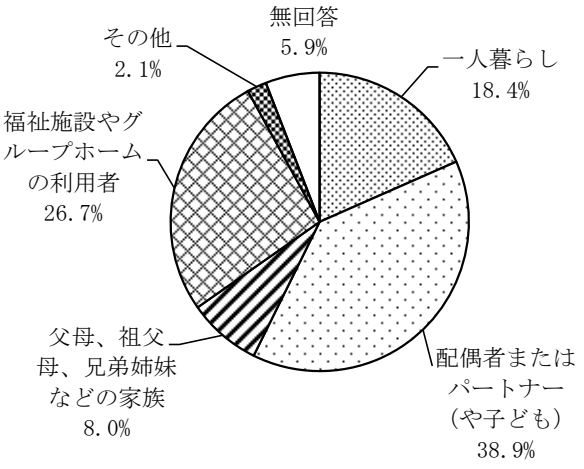

＜今後＞

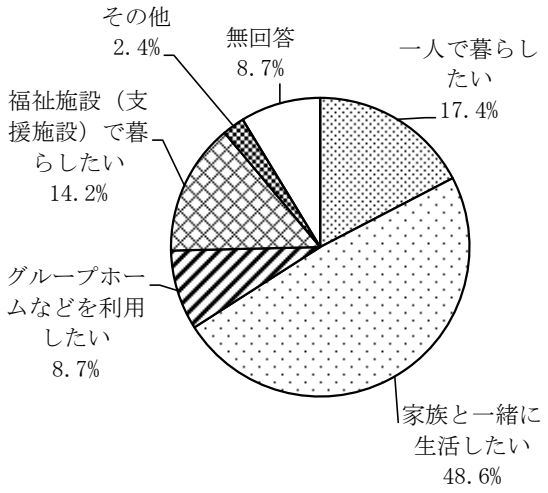

一緒に暮らしている人は、一人暮らしは２割弱、配偶者や子どもと同居、
施設やグループホーム利用者などが比較的多くなっています。
今後、一緒に暮らしたい人は、家族との生活を望む方が半数近くと多くなっています。

◆暮らしている場所　／　今後暮らしたい場所

（総数= 288）

＜現在＞

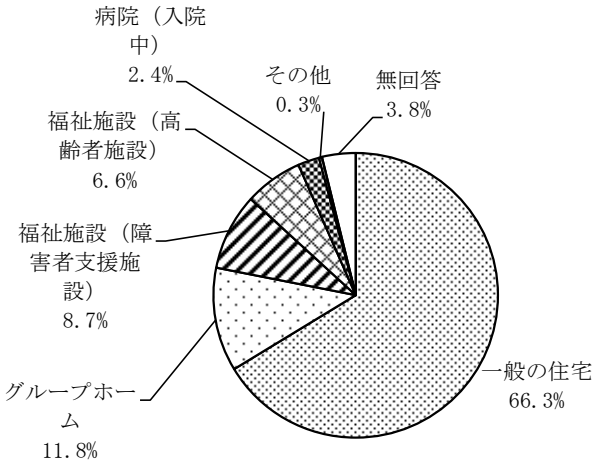

＜今後＞

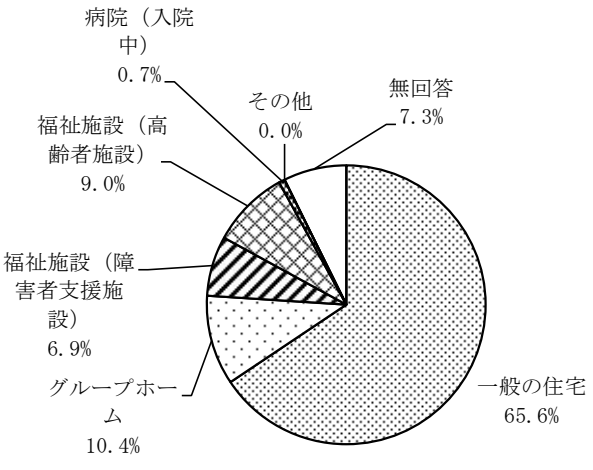

一般の住宅に居住する方が６割台と多くなっています。
今後も、一般の住宅で暮らしたいとする方が６割台と多くなっています。

◆希望する支援

（総数= 288（複数回答））

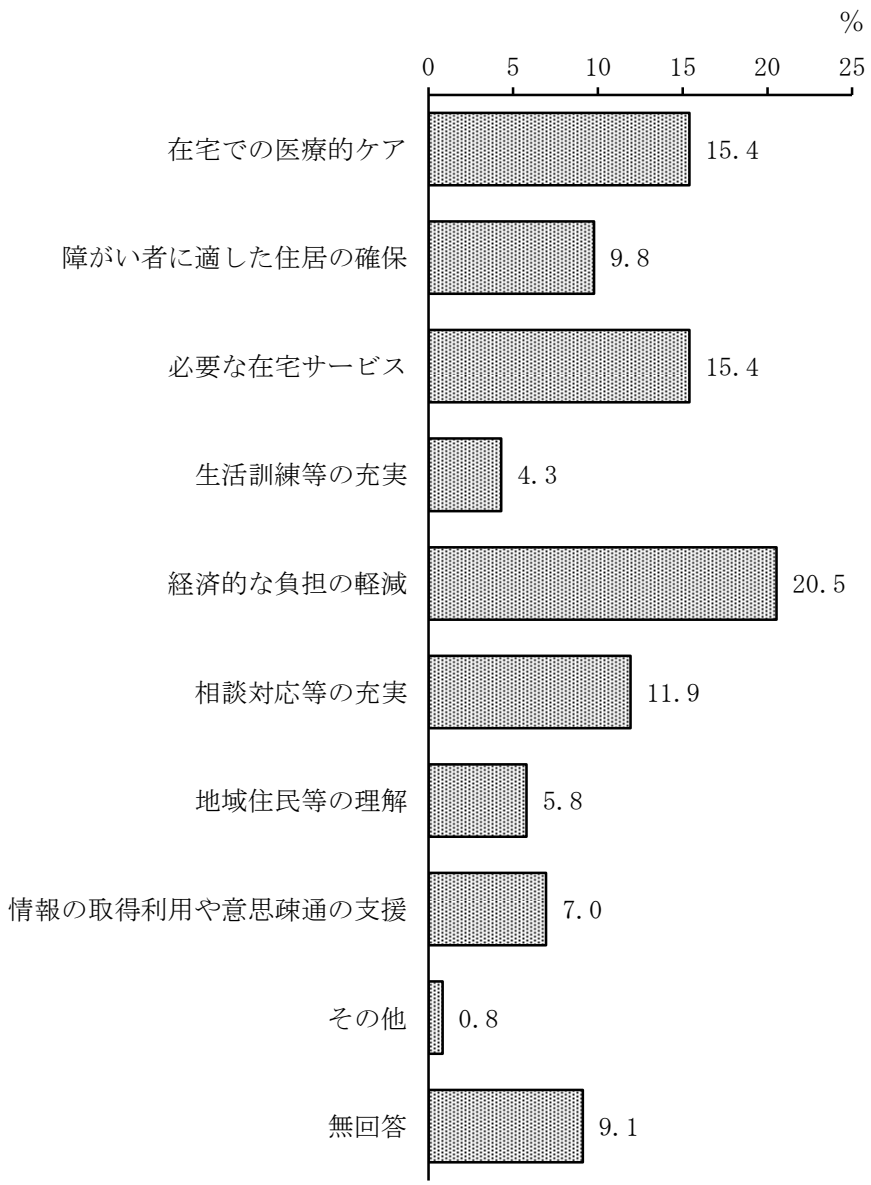

希望する支援は、「経済面での負担軽減」「医療ケア等の在宅サービス」が多くなっています。

◆外出の頻度

（総数= 288）

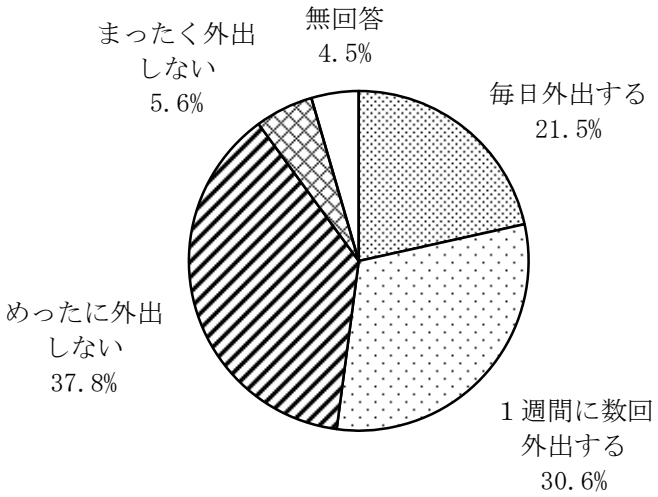

外出頻度は、めったに外出しない方が４割近くと多くなっています。

◆（外出ありの方）外出する際の同伴者

（総数= 259）

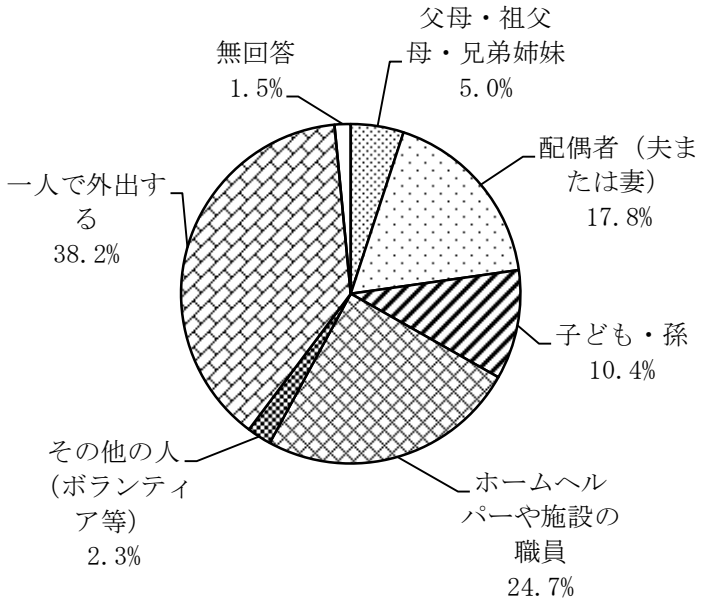

外出する際は一人で、という方が４割近くと多くなっています。

◆(外出ありの方)外出の際の困りごと

（総数= 288（複数回答））

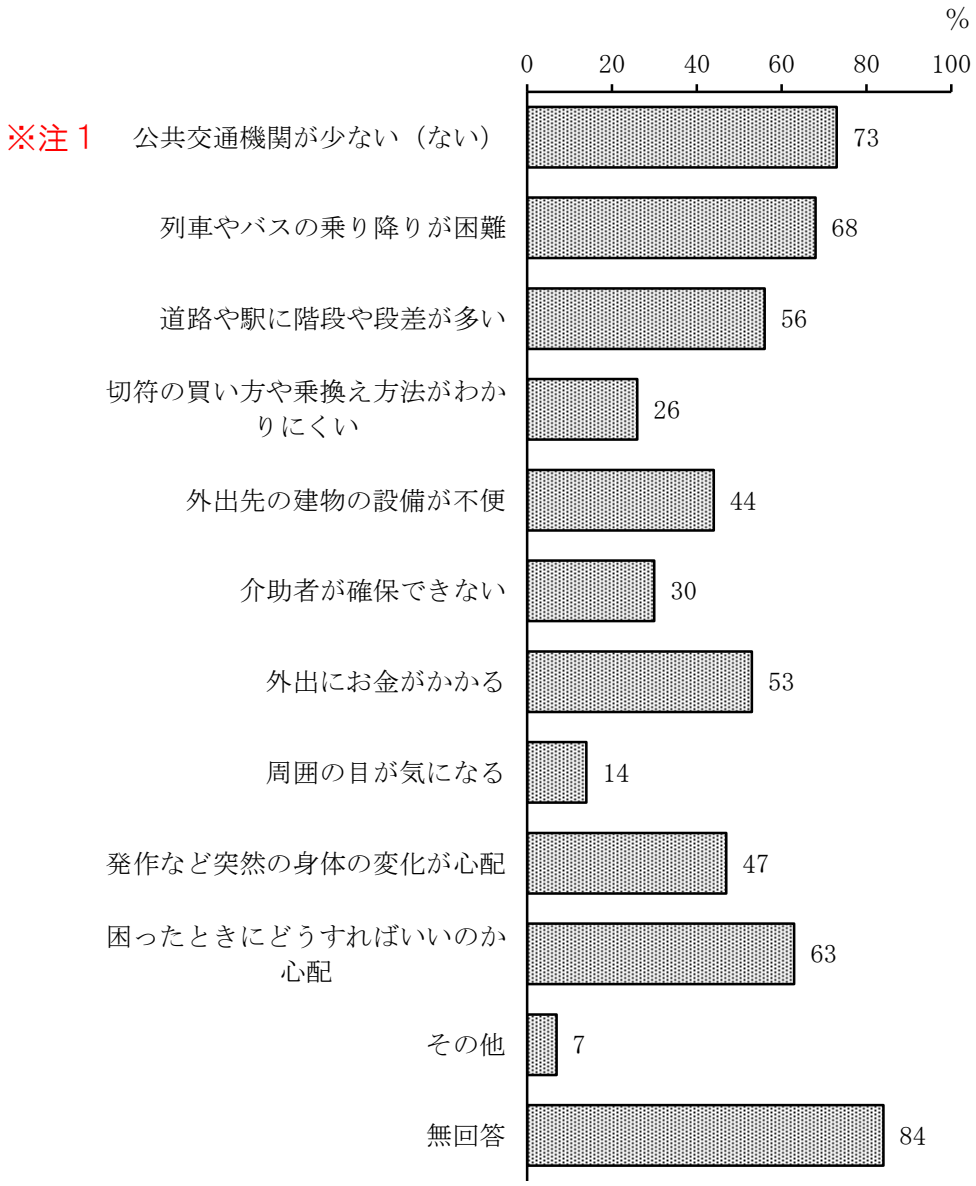

外出時の困りごととして「公共交通機関の少なさ」「公共交通の乗降が困難」「困った際の対応が心配」などが多くなっています。

※注１　社会福祉協議会の支援により福祉有償運送制度を実施しております。
便数の課題もありますが、より使いやすいサービス提供を目指しております。

◆就労の有無

（総数= 288）

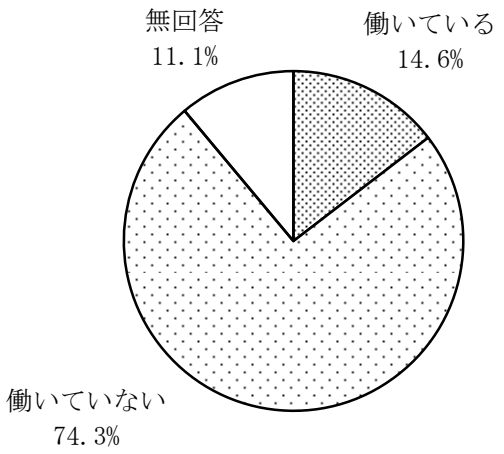

就労状況は、働いている方は１割台半ば、働いていない方が７割台半ばとなっています。

◆(就労ありの方)勤務形態

（総数= 42）

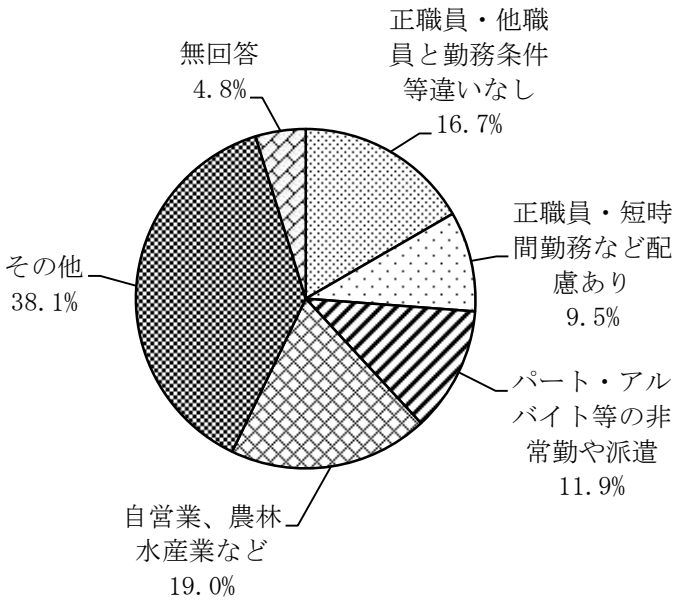

勤務形態は「その他」が多い、一般企業ではなく、就労支援Ｂ型等の事業所での就労を挙げる回答が見られます。

◆就労支援に必要なこと

（総数= 288（複数回答））

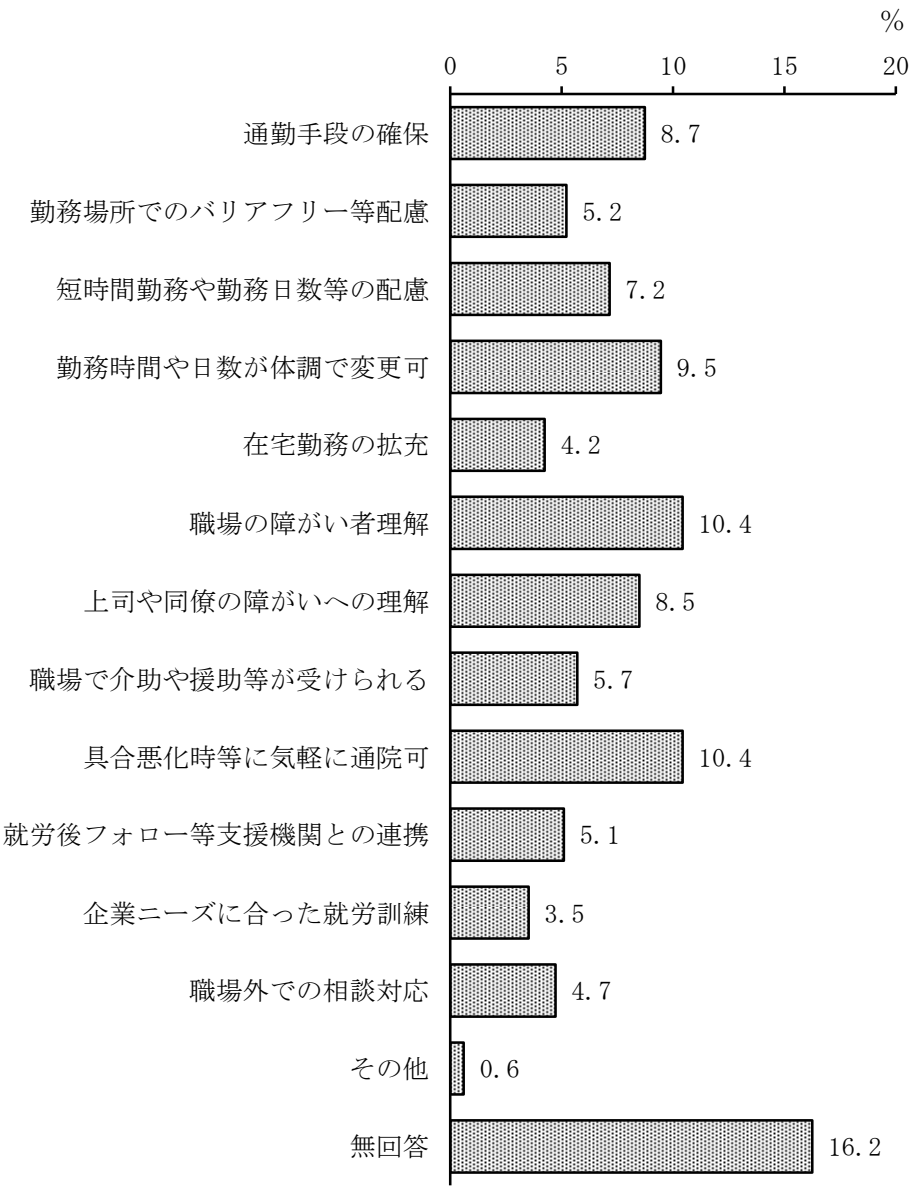

就労支援に必要なこととしては、「職場での理解」「体調に応じた通院等の柔軟対応」など、要望は多岐に渡っています。

◆悩みや困りごとの相談先

（総数= 288（複数回答））

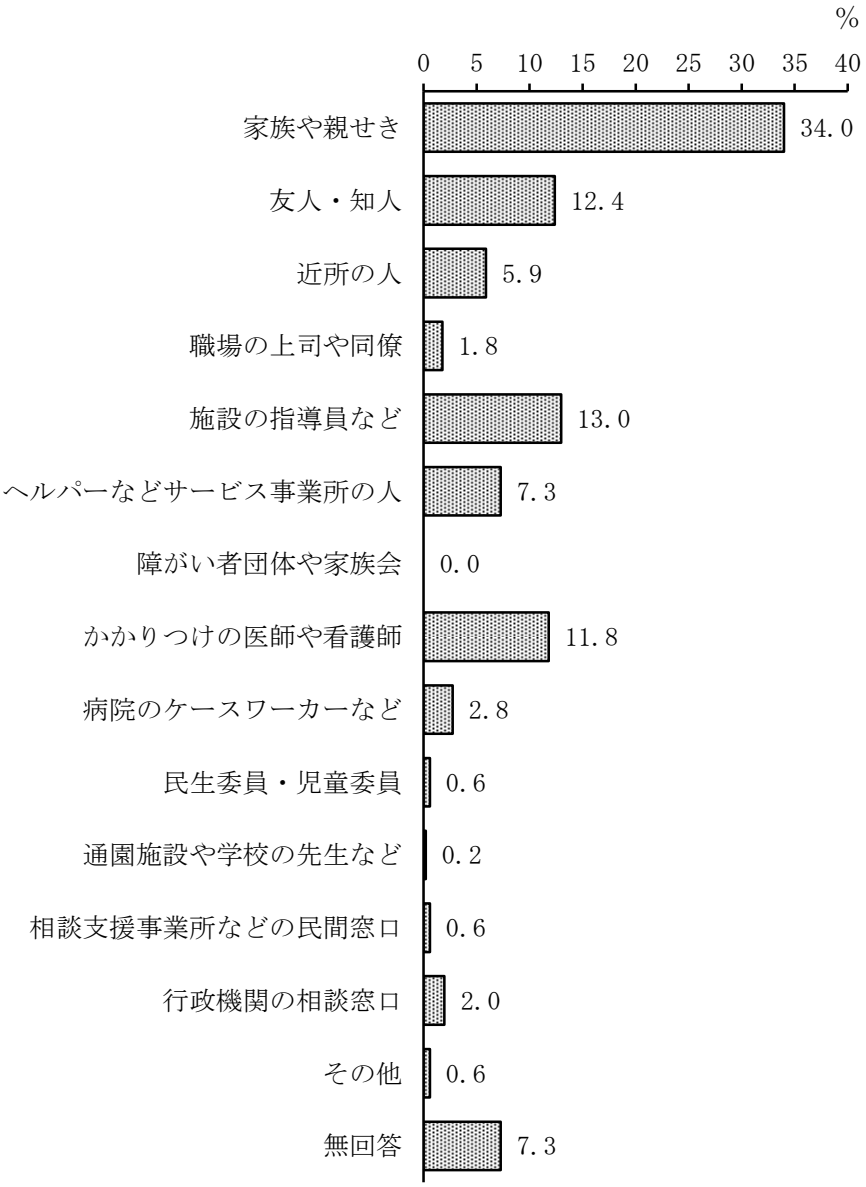

悩みや困りごとの相談先としては、「家族や親戚」が多くなっています。

◆福祉関連情報を得る手段

（総数= 288（複数回答））

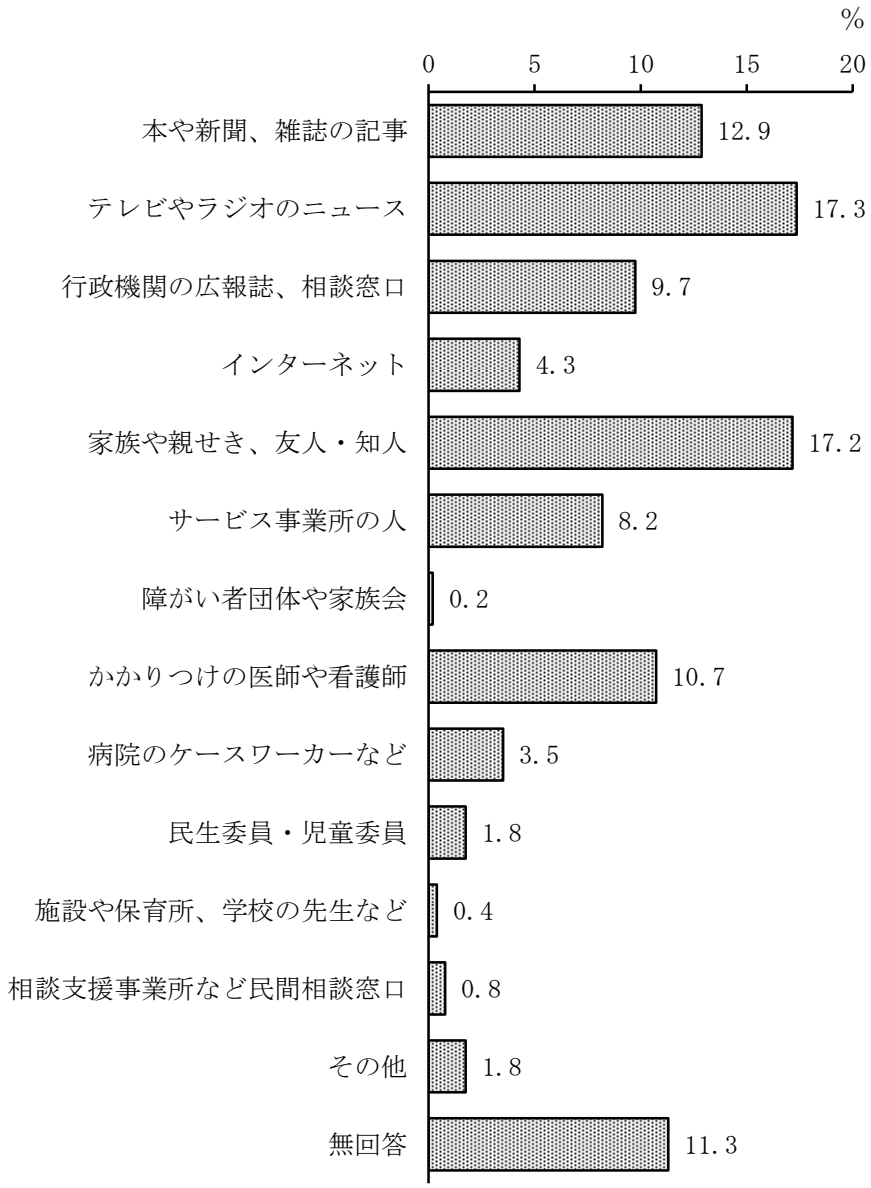

福祉関連情報を得る手段としては、「テレビやラジオのニュース」「家族や親戚、友人・知人」が多くなっています。

◆差別や嫌な思いをした経験

（総数= 288）

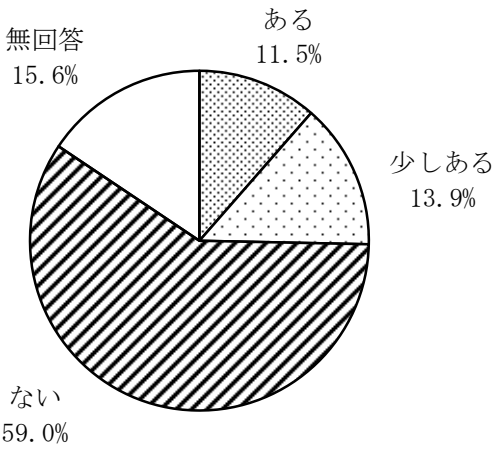

差別や嫌な思いをした経験については、「ない」約６割、「ある」約１割、「少しある」１割台半ばとなっています。

◆（差別等経験のある方）経験した場所

（総数= 73（複数回答））

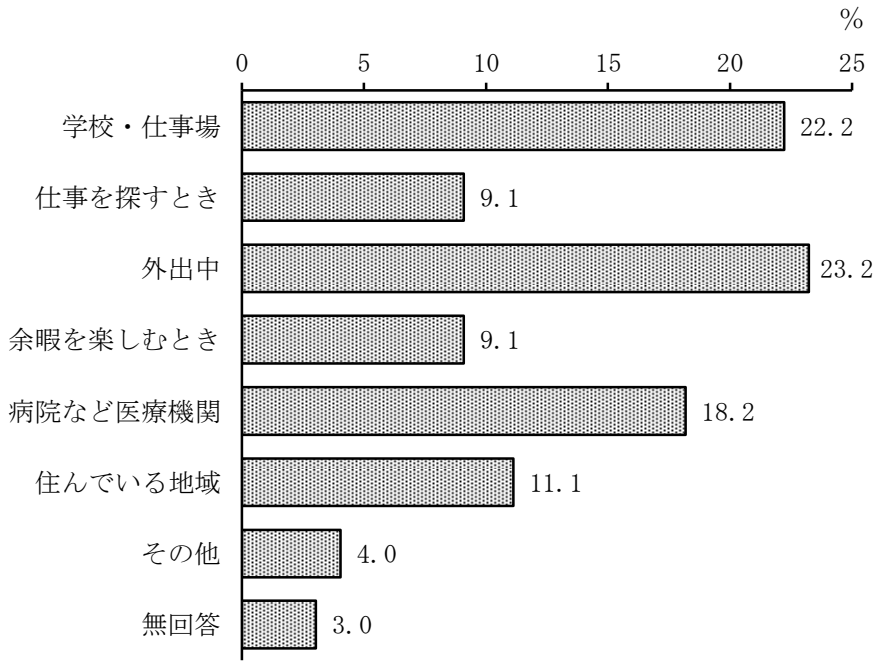

（差別等経験**のある方**）経験した場所については、「外出中」「学校・仕事場」が多くなっています。

◆成年後見制度

（総数= 288）

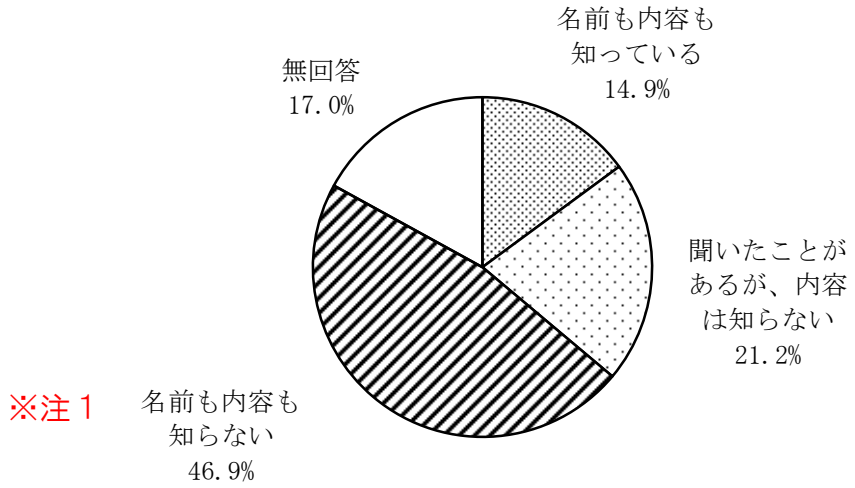

※注１

成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が４割台半ばで多く、
「名前も内容も知っている」は１割台半ばとなっています。

※注１　当町においては、松前町地域包括支援センターを相談窓口としております。
引き続き周知及び相談サービスを実施して参ります。

◆災害時の単独避難

（総数= 288）

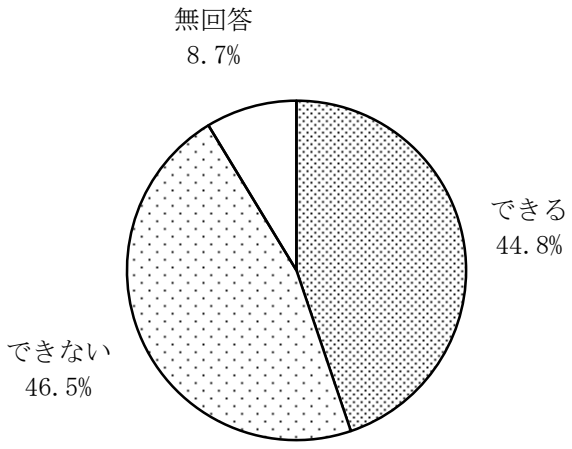

災害時の単独避難は、「できる」「できない」がほぼ拮抗、半数ずつとなっています。

◆災害時、近所の助けてくれる人

（総数= 288）

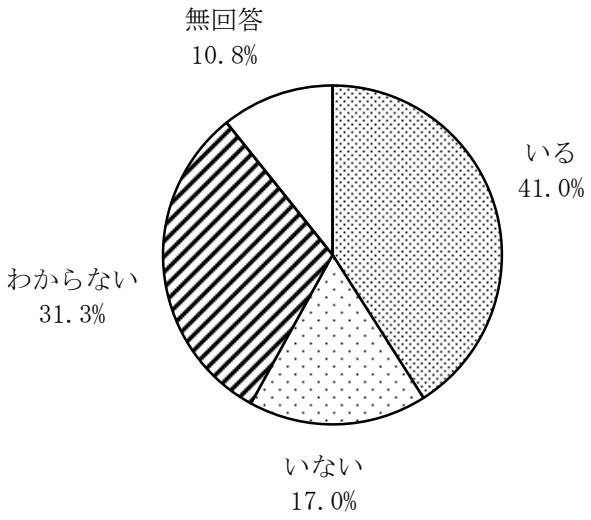

災害時、近所の助けてくれる人は、「いる」約４割、「いない」１割台、
「わからない」「約３割」となっています。

◆災害時の困りごと

（総数= 288（複数回答））

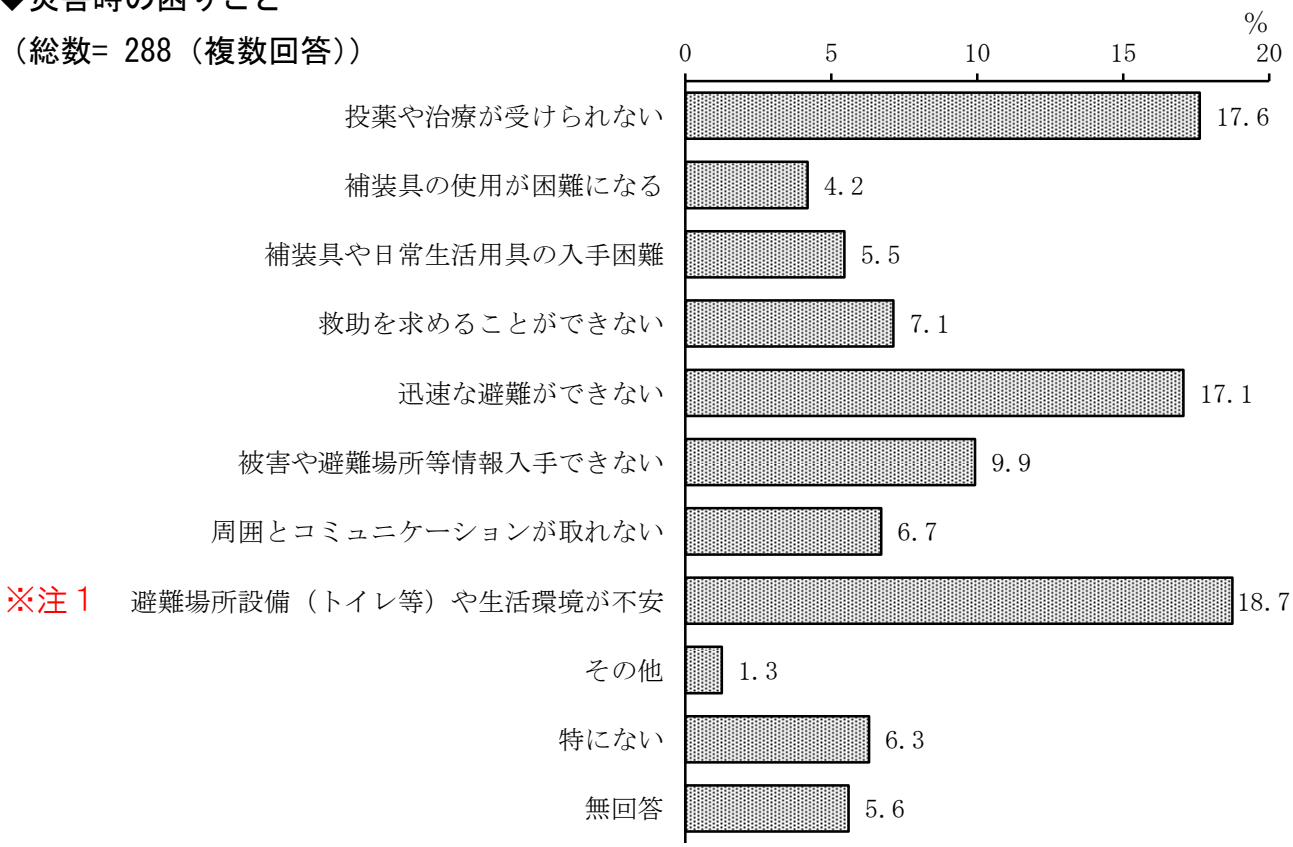

災害時の困りごとは、「避難場所の設備や生活環境が不安」「投薬や治療が困難」
「迅速な避難ができない」が多くなっています。

※注１　現在、特別養護老人ホーム「松前南殿荘」と災害時における避難者受け入れ支援協定を結んでおり、また松前中学校等の一時的避難所等との複合的な受入れ対策を講じております。さらに安心のサービス支援を検討し、進めて参ります。

第４章　障がい者を取り巻く背景と課題

１．社会状況等の背景

（１）　「障がい」に関する理解の変化

ノーマライゼーション理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活する社会づくりが目指される中、障がいのある人の自立や社会参加への意識や支援の必要性はますます高まっています。

一方で、障がいのある人や障がいに対する理解の不足、誤解や偏見などが存在し、これらを原因とする様々な社会的障壁の解消を図ることが必要となっています。

（２）　社会福祉制度の変革

平成24年度に、「障害者虐待防止法」が施行され、障がい者に対する虐待禁止が明文化されました。

また、平成25年度には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと改正され、障がい者の定義に難病等が追加され、障がいの種別にかかわらず一元化が図られてきました。

さらには、障がいのある人への差別を無くすことで、障がいのある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指し、平成28年に「障害者差別解消法」、令和３年には同・改正法が施行されるなど、法制度の面からも、理解や協調を促進する方策が進んでいます。

（３）　地域生活希望者の増加

自立生活援助など、居宅サービスが充実してきたことにより障がい者が、身近な地域で必要なサービスを受け、自己を実現し、生きがいのある生活をしていくことや、そのための支援体制づくりが一層求められるようになっています。

（４）　バリアフリーの考え方の普及

道内においても、ユニバーサルデザインの考え方が普及している中、障がいのある人のみならず、行動上の制限を受ける人々が公共的な施設や公共交通機関等を円滑に利用できるよう、すべての人々が暮らしやすいまちづくり、使いやすいものづくり、サービス・情報の提供、障がいと障がいのある人に対する理解、個性と人格の尊重など様々な取組を通じて、心、環境、情報などのバリアフリー化の促進が求められています。

（５） 就労支援施策の充実・強化

障がい者が地域で自立した生活を送る上で、就労支援は重要な要素です。

障害者総合支援法においては、障がい者の就労支援をひとつの柱としており、就労支援の充実強化のため、新たに「就労定着支援」等の事業を創設したところであります。

福祉分野と雇用・教育分野との連携を図り、障がい者がその適性に応じて、より力を発揮して働くことができるよう取組みが進められています。

（６） ICT（情報通信技術）の進展

パソコンやタブレット、スマートフォンの普及により、障がいのある人も容易に情報の収集や発信を行うことができるようになってきています。

ICT の活用が、障がいのある人の情報格差を解消し、自立や社会参加、コミュニケーション機会の拡大を促進することが必要とされています。

（７）障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加などを推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実が必要とされています。

２．今後に向けた現状・課題（まとめ）

地域における、障がい者を取り巻く状況や、アンケート等による意識・意向、さらには社会的な動向・背景を踏まえた、現状・課題について、整理します。

項　目	内　容
障害者の現状から	○　総人口の減少傾向と同様、当町における障がい者の数は減少傾向。一方、高齢化や重度化など、支援の必要性は高まっている。 ○　障がいの種別（手帳）では、身体障がい者が減少傾向であるのに対し、知的障がい者、精神障害者は横ばいでの推移となっている。 ○　多様化・複雑化する支援ニーズを踏まえ、事業者との連携等により、量・質を通じた支援の充実を目指していく必要がある。
アンケート調査結果から	○　「希望する支援」について、「経済的な負担軽減」が多く挙がり、生活における経済面での困難さが現れる結果となった。在宅サービス、在宅医療に関する要望も比較的多い。

	○　週に数回以上外出する方は半数程度いる一方、めったに外出しない、まったく外出しないという方も多い。公共交通機関の不便さや、乗降の困難さを挙げる回答も比較的多く見られることから、外出ができるのにしない・できない、という方に対しては、自立支援の観点からも、外出しやすい環境づくりについて今後も取り組んでいく必要がある。 ○　就労については、働いていない方が多い。障がいの状況や高齢化により困難な場合もあるが、就労意欲がある方に対しては、適切な就労機会づくりを今後も目指していく必要がある。 ○　悩みや困りごとの相談先としては、家族や親戚が多くなっている。福祉・医療関係者なども比較的多くなっているが、今後も、地域全般における相談や見守り、支えあいといった環境づくりが求められる。 ○　福祉関連情報を得る手段としては、テレビやラジオのニュース、家族や友人・知人などが多くなっている。インターネット等の情報利用は比較的少ない。 ○　差別を感じた経験については、６割程度の方が「ない」と回答しているが、２割以上の方は何らかの経験があるとしている。場所については外出中や学校・仕事場、医療機関などが多く、広く地域社会における誤解や偏見をなくす、啓発や交流の活動が今後も求められる。 ○　災害時の単独避難については、半数近くの方が「できない」と回答しており、また、災害時に近所で助けてくれる人の存在については、「いない」が２割弱、「わからない」が３割程度となっている。さらに、災害時の困りごととして、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「投薬や治療が困難」「迅速な避難ができない」といった回答が比較的多く挙がっており、被災時の円滑な対応や避難行動へとつなげるため、災害弱者への避難時対策等、日頃からの防災体制の充実が必要となる。
社会的背景から	○　ノーマライゼーション等、障がい者を取り巻く社会全体のあり方、ビジョンを広く共有しつつ、意識啓発や交流など、誰もが暮らしやすい社会づくりを今後も進めていく必要がある。 ○　関連法制度等の充実を踏まえ、考え方の普及や適切な支援の充実などをさらに進めていく必要がある。 ○　交通機関や ICT 環境など、自立した生活や支援充実に向けた環境づくりについても、引き続き求められる。 ○　障がい児等、若い世代への適切な支援についても、家族との暮らしや地域での生活全般の視点から、今後も取り組んでいく必要がある。

第２部　松前町第３期障がい者計画

第１章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

本計画は、障がいのある人が、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、基本的人権をもち、地域の中で自立と参加ができるよう、必要なサービスを体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も、地域の中で支えあい、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を基本とし、前計画を継続して「障がいのある人が自立し、生きがいを持ちながら、安心して暮らすことができるまち」を目指します。

２．基本目標

（１）　地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実を図ります。

（２）　自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、自立して主体的に行動するとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいをもって生活ができるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた支援の充実に努め、自立や社会参加を促進します。

（３）　バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見や差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、コミュニケーション等の情報のバリアなど、地域生活を阻む様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える住民の主体的な地域福祉活動を推進します。

３．施策の体系

＜基本理念＞

自立と共生の時代 だからこそ やさしさのある温かいまちをつくるために

「リハビリテーション」 「ノーマライゼーション」

＜基本目標＞	＜施策区分＞	＜施策の推進方向＞
Ⅰ 地域生活の支援体制の充実	1 生活支援（Ⅰ－１）	ア　相談支援機能の充実 イ　障害福祉サービスの充実 ウ　生活安定施策の推進 エ　権利擁護の推進
	2 保健・医療（Ⅰ－２）	ア　障がいの予防対策の充実 イ　早期発見と早期治療の充実 ウ　障がいのある人の保健・医療の充実
Ⅱ 自立と社会参加の促進	3 療育・教育（Ⅱ－１）	ア　障がい児の療育の充実 イ　学校教育の充実
	4 雇用・就労（Ⅱ－２）	ア　雇用の促進 イ　就労機会の拡大 ウ　福祉的就労の場の確保
	5 社会参加（Ⅱ－３）	ア　社会参加の促進 イ　スポーツ･文化活動の推進 ウ　地域活動の推進
Ⅲ バリアフリー社会の実現	6 啓発・広報（Ⅲ－１）	ア　ノーマライゼーション理念の啓発 イ　心のバリアフリーの促進 ウ　ボランティア活動の促進 エ　交流の促進
	7 生活環境（Ⅲ－２）	ア　福祉のまちづくりの推進 イ　住まいの整備 ウ　移動・交通対策の推進 エ　防災・防犯対策の推進
	8 情報・コミュニケーション（Ⅲ－３）	ア　情報バリアフリーの推進 イ　コミュニケーションの推進

第２章　分野別の施策

Ⅰ．地域生活の支援体制の充実

Ⅰ－１．生活支援

【現状と課題】

当町においては、総人口の減少傾向と同様、障がいのある人の数についても減少傾向となっている一方、高齢化や障がいの重度・重複化が進んでいます。

また、障がいのある人、本人とその家族の高齢化が進むとともに、地域においては、核家族化をはじめとした家族形態の変化がみられ、家庭内における介護等の支援機能が低下しています。

本町は、サービス提供機関も少ないことから、居宅サービスもその内容が限定され、施設サービスにいたっては、町外での提供を余儀なくされている現状にあります。

こうした中、障がいのある人の個々のニーズや障がいの特性に応じた相談の対応、サービスの調整などを行うケアマネジメント機能の整備をはじめ、生活支援サービスの一層の充実が求められています。

さらに、在宅で暮らしている知的に障がいのある人は、親と同居しているという人の割合が高いことから、親に万一のことがあったとき、障がいのある人の生活や財産管理等について、各種制度の周知や活用を図るための検討が必要であると考えています。

【基本的な考え方】

障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら、地域で生活するために、身近な相談支援体制や、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図るとともに、障害福祉サービスの量的・質的な充実に努めます。

【施策の推進の方向と主要な施策】

ア　相談支援機能の充実

項　目	内　容
相談支援体制の構築	地域で障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障害者地域活動支援センター（注１）、指定特定相談支援事業所との連携を図りながら、主として居宅において日常生活を営む障がいのある人又はその介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなどの、障がいのある人の自立等に必要な相談支援を行います。 在宅で家族と暮らす障がいのある人について、その家庭や家族を支援するとともに、特に障がいのある子どもの健全な発達を支援する観点から、療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行います。 また、地域での身近な相談体制を充実させるためにも、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び民生委員・児童委員などに対し、適切な情報の提供や研修による資質の向上を図り、相談支援体制の構築に努めます。

注１　本町の支援は社会福祉協議会へ委託しています。

イ　障害福祉サービスの充実

項　目	内　容
障害福祉サービスの提供基盤の整備	障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日々の生活や活動を支えるサービスをはじめ、介護者の不在時や緊急時を支える仕組みを充実させます。 また、障がいの種類にかかわらず、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、一人ひとりの能力や適性に応じ、障がい福祉のサービスが提供できる体制の構築に努めます。
訪問系サービスの充実	障がいのある人の日常生活支援のためのホームヘルプサービスの一層の充実に努め、利用者が安心して生活できるよう、サービスの質の向上に取り組みます。 また、常時、医療ニーズが高い、又は強度の行動障がいがあるなど、極めて重度の障がいのある人について、そのニーズに応じ複数のサービスを包括的に提供できるよう、その支援体制の構築に努めます。

項　目	内　容
日中活動系サービスの充実	障がいのある人が自らの希望や障がいの特性に応じて、サービスを利用し、豊かな地域生活が実現できるよう、そのサービスの充実に努めます。 また、障がいのある人の重度化、高齢化に対応し、家族等に一時的な休息をもたらす短期入所の活用など、家族等への支援についても取り組みます。
居住系サービスの充実	在宅生活が困難な障がいのある人の施設入所支援サービスの維持・確保を図るとともに、地域生活の可能な施設入所者、退院可能な精神に障がいのある人については、必要な訓練の機会を提供するなどして、地域への移行について支援します。 また、地域生活移行の受け皿となるグループホームやケアホームの整備については、よりいっそう、その推進に努めます。
障がいの特性に応じた支援の充実	重度・重複障がいのある人や難病患者、発達障がい、高次脳機能障がいのある人などが必要な障害福祉サービスを利用し、安心して地域生活が送れるよう、福祉サービス提供事業者をはじめ関係機関と連携し、総合的な支援に取り組みます。
地域生活支援事業の充実	障がいのある人が、障害福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立して地域での生活を営むことができるよう、障がいのある人の特性に合った地域生活支援事業を提供します。
補装具・日常生活用具の有効活用	障がいのある人や介護者の負担を軽減するうえで、重要な役割を果たす福祉用具の利用を促進するために、給付制度の活用等に関する情報の提供や相談の対応に努めます。

ウ　生活安定施策の推進

項　目	内　容
経済的支援の充実	障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害年金、各種手当、医療費助成及び公費負担制度の一層の周知に努めます。 保護者に万一のことがあったとき、障がいのある人の生活の安定のため、心身障害者扶養共済制度の周知及び加入の促進を図るとともに、地域での自立した生活を総合的に支援します。

エ　権利擁護の推進

項　目	内　容
権利擁護施策の推進	サービスを必要とする障がいのある人が、自ら利用するサービスを選ぶことが困難な場合があると考えられることから、障がいのある人の人権や財産権に配慮し、判断能力が不十分な人に対応する成年後見人制度など、障がいのある人の権利擁護に関する事業について、周知を行い、その活用について努めます。

Ⅰ－２．保健・医療

【現状と課題】

身体に障がいのある人は 60 歳以上の占める割合が極めて高く、また障がい別では肢体不自由と内部機能障がいで８割以上を占め、その原因としては、高齢化に伴う膝などの関節機能障がいや脳血管疾患や心臓病など生活習慣病が要因のものも多いのが現状であります。

一方、知的に障がいのある人は先天性疾患が多く、身体的障がいと重複しているケースもみられます。

また、医療面においては、町立松前病院で人工透析の受診が可能なことから、じん臓機能障がい者にとっては、身体的、また経済的にその負担が軽減されているところでありますが、精神的な疾患については、専門的な病院がなく、予防や治療が早期にできないという現状にあります。

こうした中、ライフサイクルに沿った各種検診等を実施し、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見に努めてきましたが、各種検診の一層の充実を図るとともに、医療体制の充実、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。

また、近年、思春期の心の問題もクローズアップされていることから、思春期保健に関する知識の普及を図るとともに、保健、医療、福祉、教 育等の関係者の連携を強化し、思春期の心と体の健康づくりを進めることが求められております。

難病患者や精神に障がいのある人が、適切な保健、医療、福祉のサービスが受けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、地域生活を支援するため、関係機関等と連携した福祉サービス等、総合的な施策の展開が求められております。そして、精神に障がいのある人については、社会復帰対策が今後の課題となっております。

さらに、近年、疾病や交通事故等による高次脳機能障がいのある人に対する支援などにも取組むことが求められています。

【基本的な考え方】

障がいのある人に対する適切な保健・医療・リハビリテーション体制の充実と、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療の推進を図ります。

【施策の推進の方向と主要な施策】

ア　障がいの予防対策の充実

項　目	内　容
母子保健対策の推進	障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児、未熟児に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査などの母子保健活動の充実に努めます。
生涯を通じた疾病予防対策の充実	生涯を通じた健康づくりを推進するため、栄養や食生活、運動、休養などの生活習慣を改善し、生活の質の向上をめざした普及啓発活動を行うとともに、生活習慣病の予防や健康づくり活動を推進します。 また、うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談・支援体制の充実に努めるとともに、心の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発を図ります。
思春期保健対策の推進	子どもの精神的健康を保持し、自閉症や多動性障がい等の発達障がい、ひきこもりといった思春期の心の問題への対応に努めます。

イ　早期発見と早期治療の充実

項　目	内　容
乳幼児期に対する早期発見･早期治療対策の推進	疾病や障がいが疑われる乳幼児に対しては、医療機関と連携して精密検診を行い、早期発見・早期治療に努めるとともに、心身の発達等に問題のある乳幼児に対しては、医師、保健師等による経過観察、乳幼児健康診査、発育・発達の相談を実施します。
青年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進	生活習慣病の早期発見と早期治療に結びつけるための、各種健康診査や健康教育・健康相談等の保健事業を総合的に推進します。

ウ　障がいのある人の保健・医療の充実

項　目	内　容
難病対策の充実	難病患者とその家族を対象とした相談支援体制の充実を図るとともに、難病に対する不安の解消など、精神的負担の軽減に努めます。 また、適切な在宅支援を行うため、保健、医療、福祉が連携した地域ケアの充実に努めます。
精神障がい者施策の充実	精神障がいのある人や家族に対する相談支援体制の充実に努めるとともに、精神に障がいのある人に対する偏見等を取り除くために研修会やセミナー等の充実に努めます。 精神に障がいのある人が、地域で生活しながら、より良い治療が受けられるよう、保健所や関係機関との連携強化に努めます。
リハビリテーション医療体制の整備	患者の症状に応じたリハビリテーションが提供できる体制づくりに努めるとともに、障がいを軽減し、自立を促進するリハビリテーションの充実に努めます。 障がいのある子どもへの適切な医療や医学的リハビリテーションの提供と成長・発達に対応した相談、訓練、指導等の総合的・継続的な支援を実施します。 交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって脳にダメージを受け、記憶、認知、言語、判断といった高次脳機能に障がいが現れる人に対する支援のあり方を検討し、その対策に努めます。
医療の推進	医療が必要な障がいのある人などが安心して適切な医療を受けられるよう努めるとともに、人工透析については、町立病院で対応できているところですが、更に専門的な医療が身近な場で受けられるよう、地域医療の推進を図ります。 また、身体の障がいを除去、軽減するために必要な自立支援医療の給付や重度の障がいのある人への医療費の助成について、その推進が図られるよう努めます。
歯科診療の充実	一般の歯科診療では治療が難しい重度の障がいのある人が安心して治療を受けることができるよう歯科診療の充実を図ります。

Ⅱ．自立と社会参加の促進

Ⅱ－１．療育・教育

【現状と課題】

障がいのある子どもに対しては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、健康診査等においてできるだけ早期に障がいを発見することが重要であります。特に発達期にある乳幼児期においては、障がいの程度に応じて適切な治療と訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能となることから、そのための適切な療育を実施することが必要です。

当町では、障がいのある子どもの数は横ばい傾向ですが、対象となる障がいの種類は多様化する傾向にあります。このため、特殊学級で対象としてきた子どもに加え、通常の学級に在籍している LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの障がいの程度や発達段階を把握するとともに、適切な教育的支援を行うための特別支援教育の実施に向けた取り組みが進められています。

今後これらを推進するためには、乳幼児期から学校卒業時にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が一体となって障がいのある子どもやその保護者に対する相談と支援を行うことが重要であり、それぞれの関係機関相互の連携が必要です。

【基本的な考え方】

障がいのある子どもの発達を支援するため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、学齢期への円滑な移行、学校教育など年齢に応じ、地域で可能な限り教育や療育を行い、身体障がい、知的障がい及び自閉症、LD、ADHD 等の発達障がいのある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応え、支援を行うための体制づくりに努めます。

また、本人及び保護者の意向を十分に尊重し、最も適切な教育を受けることができるよう、就学指導体制の充実や教育施設の整備を進めるほか、障がいのある子どもの特性に応じた多様な教育にも取り組めるよう、関係機関との連携を図ります。

【施策の推進の方向と主要な施策】

ア　障がい児療育の充実

項　目	内　容
保健、医療、福祉、教育の連携	発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査等の一層の充実に努めるほか、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い、療育への円滑な移行を図ります。 児童相談所や保健所、医療機関、児童福祉施設、学校など地域の関係機関相互の連携を図り、医療・療育相談、指導・訓練等が必要な子どもやその保護者を総合的に支援していく体制の整備に努めます。
療育体制の充実	在宅で障がいのある子どもを療育している家庭を支援するため、療育に関する相談や指導を行うとともに、児童デイサービスを引き続き実施し、通所を通じその取組みに努めます。 また、発達障害者支援センターなどの関係機関との連携により、自閉症、LD、ADHD 等の発達障がいを有する子どもやその保護者などに対する相談、指導等の支援体制の充実に努めます。 さらに、療育・幼児教育に関わる関係機関の情報交換の場の設定や、職員に対する研修会の開催、就学指導委員会との連携などにより、職員の能力の向上を図ります。
障がい児保育の充実	保育所における障がいのある子どもの受入れ体制を整備するとともに、健常児との総合保育を実施することにより、自立性、社会性の向上を促進するなど、障がい児保育の充実に努めます。

イ　学校教育の充実

項　目	内　容
教育相談・指導体制の整備	障がいのある子どもの不適応や不安の解消を図るとともに、一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、身体の発達又は適応についての悩みや問題のある子どもと保護者、関わりのある教職員等を対象とする教育相談を学校と家庭、関係機関との連携のもとに行うなど、相談・指導の充実に努めます。
教育内容の充実	障がいのある子どもが、その能力を最大限発揮できるよう、一人ひとりの障がいの状況や能力に応じた教育を進めるとともに、教育の内容について一層の工夫・改善に努めます。

項　目	内　容
障がいの特性に配慮した教育の充実	身体障がい、知的障がい及び自閉症、LD、ADHD 等の発達障がいにより、特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援の充実に努めます。
職員研修の充実	特別支援教育について、教職員の研修等の一層の充実により、指導力の向上を図ります。
交流教育の推進	障がいのある子どもとない子どもが、日常的な交流や共同学習、発表会などを通じて互いに理解を深め、自立と共生に向けた交流教育の推進に努めます。
施設のバリアフリー化と設備の充実	障がいのある子どもの学習や生活のための適切な環境を整える観点から、学校施設のバリアフリー化と設備の充実に努めます。

Ⅱ－２．雇用・就労

【現状と課題】

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づく、全国における実雇用率は、平成 28 年の 1.92%から、令和５年には 2.33%と向上し、今後もさらなる上昇が目指されています。

当町においては大規模な企業もなく、雇用先も少ない中で、障がい者の雇用自体が大変難しい状況にあり、障がいのある人の雇用先確保のため、小規模作業所を設置して対応しているが、企業の雇用主への一層の啓発や学校や施設等での訓練、能力開発を通じた雇用の促進を図ることが求められています。

アンケート調査では、７割台の方が働いていないと回答し、働いている、は１割台にとどまっています。また、就労形態については、一般企業や正職員としての雇用ではなく、就労支援 B 型など、福祉型の事業所就労として働いている方が多くなっています。また、就労支援に必要なこととして、職場における理解や、体調等に応じて通院や勤務日時の配慮が柔軟にできること、などを要望する回答が多くなっています。こうした声も踏まえつつ、今後も、雇用促進のための諸条件の整備と医療・福祉・雇用など、各関係機関との連携を図り、施策の充実に努めていく必要があります。

障がいの有無を問わず、人々がその能力に応じて就労することは社会生活を営むうえで、大変重要なことであり、また自己実現を図るうえでの基本的な要素でもあることから、事業主をはじめとする周囲の理解を促進し、障がいのある人自らが就労意欲と能力に応じて職業生活を選択できるような支援体制の確立が必要です。

【基本的な考え方】

事業主はもとより、広く町民に対し障がいのある人の雇用についての理解を深めることにより、働きやすい環境づくりに努めるとともに、障がいのある人の意欲と能力に応じた就業機会の拡大やハローワークや北海道、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労支援を推進します。

【施策の推進の方向と主要な施策】

ア　雇用の促進

項　目	内　容
障がいのある人の雇用の啓発	障がいのある人の雇用への理解を深めるため、関係機関と連携を図りながら、事業主等に対し、障害者雇用促進法の趣旨や助成制度の周知を図り、雇用の促進に努めます。
職場への定着のための支援	障がい者就業・生活支援センターを中心に、ジョブコーチの活用などを通じて障がいのある人が就労する民間企業との連携を密にし、継続雇用に向けた課題の解決や相談にあたる体制の充実に努めます。
相談・情報提供の充実	ハローワークや障がい者就業・生活支援センターなどの労働関係機関と、保健・福祉・教育関係機関の連携を強化することにより、在宅の障がいのある人及び企業等からの障がいのある人の雇用に関する相談への対応や情報提供の充実に努めます。
各種助成制度の周知	民間企業や事業主などに対して各種助成制度の周知を図り、障がいのある人の雇用に係る情報の提供や助言に努めます。
町における障がいのある人の雇用の推進	行政自らも障がいのある人の雇用の推進について、積極的に取り組むとともに、養護学校などの生徒の職場体験、実習などの受入れを推進します。

イ　就労機会の拡大

項　目	内　容
職域の拡大	障がい者就業・生活支援センターや企業、福祉施設などと連携を図り、障がいの程度や種別に応じた職業情報を提供し、新たな就労機会の確保に努めます。

ウ　福祉的就労の場の確保

項　目	内　容
新たな就労支援に関する事業の推進	障がいのある人の就労移行、就労支援に向け「就労移行支援事業」と「就労継続支援事業（A 型・B 型）」の推進を図り、身近な地域における就労の場の確保に努めます。

Ⅱ－３．社会参加

【現状と課題】

障がいのある人が、生活の質の向上や自己実現を図るためには、地域の一員として、様々な社会活動に参加する機会が必要です。

スポーツ・文化・レクリエーション活動など様々な活動に積極的に参加することは、地域社会とのつながりができ、障がいのある人に対する理解と社会参加の促進が図られるものであり、自らの健康の増進、さらには生活の豊かさにもつながるものであります。

アンケート調査では、外出の頻度として、「めったに外出しない」方が４割近くと多くなっており、毎日外出する方は２割程度、週数回外出する方は３割程度となっています。

コロナ禍等で外出が、ためらわれた時期を経て、新たな日常が模索される中、身近な地域での交流、社会参加機会の拡大が求められます。

移動支援等も、更に充実させ、社会参加の促進を図るとともに、関係団体とも連携しながら、支援する人材の育成の確保に努めていくことが必要です。

【基本的な考え方】

障がいのある人の生活を豊かにするため、社会生活を営むうえで、必要な知識や技術を習得する機会を充実するとともに、スポーツ、文化活動などへの参加機会の拡大とボランティア等の人材確保に努め、社会参加活動に対する支援を推進します。

【施策の推進の方向と主要な施策】

ア　社会参加の促進

項　目	内　容
社会参加の促進	障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、生きがいをもって生活できるよう、障がいのある人のニーズに応じ、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳者等の養成、移動の支援を行うなど、社会参加促進対策に努めます。 また、広く一般町民を対象とした行事に障がいのある人が気軽に参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したプログラムづくりや条件整備を進めます。 さらに、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対し、点字や手話などによる情報の提供に努めます。
ボランティアとの連携	関係団体との連携を図りながら、ボランティアの養成・派遣を通じて、障がいのある人の社会参加の支援に努めます。

イ　スポーツ・文化活動の推進

項　目	内　容
スポーツ、レクリエーション活動の推進	指導者の養成や団体の育成などにより、それぞれの障がいの程度に応じたスポーツ、レクリエーション活動の推進を図ります。 障がいのある人のスポーツ教室やスポーツ・レクリエーション行事の充実を図り、障がいのある人の誰もが参加できる機会づくりや、取り組みやすい多様なレクリエーションの普及に努めます。
文化活動の推進	優れた芸術等に接する機会や、障がいのある人の作品の展示・販売の場の提供などにより、障がいのある人の自立意識の向上や、障がいのある人に対する町民の理解を促進します。

ウ　地域活動の推進

項　目	内　容
行事等への参加の促進	地域で行われる様々な行事や住民活動について、地域社会の一員である障がいのある人も気軽に参加できるよう、主催者が配慮すべき事項の周知に努めます。
情報提供の充実	障がいのある人の各種行事への参加を促進するため、行事の

項　目	内　容
	開催案内や内容などに関する情報の提供に努めます。

Ⅲ．バリアフリー社会の実現

Ⅲ－１．啓発・広報

【現状と課題】

本計画の基本理念であるノーマライゼーションの理念を実現するためには、行政による支援のほか、障がいのある人に対する社会全体の理解と福祉意識を高めることが必要不可欠であります。

しかし、日常の中で障がいのある人と健常者が接する機会は多いとはいえず、障がいや疾病に対する情報や知識も少ないため、一部で誤解や偏見があるのも事実であります。

このため、町民の誰もが相手の立場を理解し、あたたかい心で行動できる「こころのバリアフリー」の推進が求められています。

具体的には、福祉教育を地域でどのように推進していくのか、幼少期から長期的な視点に立って福祉観を養うための取組みや家庭・職場・地域社会における取組みをどう進めていくのかが課題となっております。

また、地域で暮らすすべての人たちが支えあい、助け合い、地域で自立して暮らすことが求められている中、ボランティアによる活動が重要な役割を担ってきています。

【基本的な考え方】

障がい者や障がい特性について、町民の理解が十分とは言えない状況であることから、啓発活動の継続に努め、障がい者への理解を深めていくとともに、障がいのある人もない人も互いに尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図ります。

【施策の推進の方向と主要な施策】

ア　ノーマライゼーション理念の啓発

項　目	内　容
啓発活動の推進	障がいの有無にかかわらず、互いの個性を尊重し、共に支えあう地域社会づくりを進めるために、広報紙やマスメディアなどの情報媒体を活用し、障がいに対する正しい理解が図られるよう啓発・広報活動の推進に努めます。 また、障がい者団体やボランティアなどの支援者と連携を図りながら、各種の行事を通じて、障がいのある人への理解に努めるとともに、町内会などの地域組織が取り組む福祉活動を促進し、ノーマライゼーションの理念について、地域への啓発を図ります。

イ　心のバリアフリーの推進

項　目	内　容
福祉教育の推進	差別や偏見などの「心のバリア」を取り除き、思いやりある心を醸成するため、福祉教育を促進し、福祉のまちづくり等に関する理解を深めます。 また、町内会や事業所などと連携し、福祉に関する学習機会の充実に努めるとともに、幼少期からの福祉教育を推進するため、保育所や小中学校における交流教育の実施やボランティア活動への体験参加などの機会づくりを進め、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。

ウ　ボランティア活動の促進

項　目	内　容
ボランティア活動の促進	誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、情報の提供や環境の整備に努めるとともに、社会福祉協議会や学校などと連携し、活動への参加意識の高揚や人材育成について推進します。

エ　交流の促進

項　目	内　容
地域交流の促進	社会福祉協議会、障がい者関係団体などが行う各種行事やボ

項　目	内　容
	ランティア活動への参加を呼びかけ、地域における住民との交流を促進します。 　また、幅広い年代で、障がいのある人とない人が自然に交流できる機会づくりに努めます。
広域交流の促進	障がいのある人が抱えている諸問題などについての理解を深めるため、町外の障がいのある人との交流を促進します。

Ⅲ－２．生活環境

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、公共的建築物、道路、住宅、公共交通機関などの施設や設備が安全で使いやすく整備されている必要があります。

特に、障がいのある人が安全で快適に移動し、その生活範囲を拡大させるためには、円滑に利用できる交通環境や歩行空間のバリアフリー化が求められています。

当町としても、障がい者に配慮した環境整備や広く社会活動に参加することを目的とした施策の推進について努めていますが、公共施設においては、建物の入口の段差解消をはじめ、障がい者対応のトイレの設置促進などの課題が挙げられます。

アンケート調査では、「外出時の困りごと」として、「公共交通機関が少ない」「列車やバスの乗り降りが困難」といった、移動手段や利用方法に関する点が比較的多く挙がっており、バリアフリー化等の改善・促進に今後も取り組んでいく必要があります。

今後も、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進していく必要があり、積雪・寒冷という地域的な特性も踏まえながら住まいや交通などの環境づくりを推進する必要があります。

また、「地震等の災害が発生したときの単独での避難」について、「できる」が 44.8%、「できない」が 46.5%となっており、全体の半数程度の方は災害時、何らかの支援を必要としている状況にあります。要支援避難者の把握等、地域における障がいのある人に対する支援体制を検討する必要があります。

【基本的な考え方】

障がいの有無にかかわらず、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障がいのある人をはじめとするすべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、公共的建築物、公共交通機関、道路、歩行空間などの生活空間のバリアフリー環境の整備を促進します。

また、障がいのある人等に配慮した防災・防犯対策を推進します。

【施策の推進の方向と主要な施策】

ア　福祉のまちづくりの推進

項　目	内　容
福祉のまちづくりの推進	すべての人が快適に利用しやすい環境を整えるユニバーサルデザインの考え方をまちづくりの基本に据えて取り組みします。 また、福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共的建築物や道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、設置者等への普及・啓発に努めます。 さらに、障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう啓発・広報を行い、理解の促進に努めます。

イ　住まいの整備

項　目	内　容
住宅の確保	公営住宅の建設・建替えに際して、障がいのある人や高齢者をはじめ、誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、段差の解消をはじめ、障がいのある人等に配慮した整備を推進します。
住宅改善の相談・推進	段差の解消や手すりの設置など、障がいの特性やニーズに対応した住宅改修に関する相談を行うとともに、その推進に努めます。

ウ　移動・交通対策の推進

項　目	内　容
歩行空間の確保	安全で快適な歩行空間を確保するため、関係機関との連携を強化しながら、道路等の整備を計画的に進めるとともに、積雪期における歩道などの除排雪に努めます。 また、視覚に障がいのある人や車椅子使用者などが移動の妨げとなる路上放置物などの排除について、啓発・広報活動を推進します。
移動・交通手段の確保	障がいのある人もない人も、すべての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、その対応に努めます。

項　目	内　容
	また、各種公共交通機関の利用料金の助成制度や割引制度などの周知に努めます。
外出支援の充実	障がいのある人が安心して外出できるよう、公共的な施設の整備状況に関する情報の提供に努めるとともに、重度の障がいのある人々の外出を促進するための方策の充実を図ります。 多様化する観光ニーズへの対応として、すべての人が快適に過ごすことができるよう、観光関連施設などのバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人の利用に配慮した観光情報の提供に努めます。

エ　防災・防犯対策の推進

項　目	内　容
防災対策の推進	災害弱者の実態把握と緊急連絡体制の整備に努めるとともに、町内会や警察、消防、民生委員などの関係機関と連携をして、災害時の情報伝達や避難誘導、安否確認を含めた支援体制の確立を図ります。 また、地域内の協力体制を築くため、自主防災組織を中心としたネットワーク化を推進するとともに、町民意識の醸成に努めます。 さらに、障がいのある人が避難生活を送る際の生活必需品の備蓄をはじめ、避難者の健康管理や関係機関との連絡、さらには、障がいに応じた情報の伝達や介助の方法など、避難所における運営体制について検討し、その確立に努めます。
防犯対策の推進	障がいのため、判断能力が不十分な人などが、犯罪や消費者被害に遭わないよう関係機関や住民組織との連携のもと、防犯体制の充実に努めます。

Ⅲ－３．情報・コミュニケーション

【現状と課題】

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、コミュニケーション支援の充実とともに、正確な情報が広く公平に伝達されることが重要です。

近年の ICT（情報通信技術）の発達で、パソコンや携帯電話のように様々な情報伝達手段が普及し、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけではなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進が図られるものと期待されています。

また、視覚・聴覚に障がいがある人や発達障がいがある人などの、情報格差の解消を図り、情報伝達やコミュニケーションを確保するため、音声による情報伝達や点字、手話、要約筆記の普及などが求められています。

このため、障がいの特性に応じた ICT の利用の促進や、情報提供の充実のほか、それぞれの人材の養成、専門機関からの派遣など、身近なところでのコミュニケーションの支援に努めることが必要であります。

【基本的な考え方】

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、情報の取得やコミュニケーションが円滑に行われるよう、適切な方法による情報の提供に努めるとともに、ICT 等を活用した情報のバリアフリー化の促進やコミュニケーション体制の充実を図ります。

【施策の推進の方向と主要な施策】

ア　情報バリアフリーの推進

項　目	内　容
情報提供の充実	障がいの特性に応じた情報提供の方法を研究するとともに、各種のサービスや施設に関する情報、保健・医療・福祉・教育、労働等に関する様々な情報について、誰もが入手できるよう、町の広報紙のほか、マスメディアの協力を得て、さらなる情報提供の充実に努めます。

イ　コミュニケーションの推進

項　目	内　容
コミュニケーション支援体制の充実	コミュニケーション支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対する点訳（点字）者、手話通訳者及び要約筆記者の養成研修を推進するとともに、利用の促進を図ります。

第３部　第7期松前町障がい福祉計画　第3期松前町障がい児福祉計画

第１章　サービス提供体制の現状

１．サービス提供体制の現状と評価

障がい者の主体性・自立性の尊重の視点から、障がい者が日常生活を送っていくうえで、必要なサービスを総合的・効果的に提供できるよう、支援に努めているところです。

しかしながら、町内におけるサービス基盤は十分とはいえず、施設は町外で、在宅もホームヘルプサービスを中心とした提供体制しか確立されておらず、今後サービスの拠点が施設から地域へと移行する中で、障がい者が個人として尊重され、地域で暮らせる社会福祉環境の整備が求められています。

本町は、南渡島圏域に所属していますが、その中心地から離れ、サービスの提供体制が早急に改善することは、難しい状況にあります。

当面は、できるだけ、身近なところにサービスの拠点が作られるよう、近隣の自治体とも連携を図りながら、その目標達成に向けて努力していくことが重要であると考えています。

２．主なサービス提供基盤の整備状況（令和５年１月１日現在）

区　分	基　盤
居宅介護	松前町社会福祉協議会
重度訪問介護	
同行援護	
地域活動支援センター	松前町障害者地域活動支援センター ※注１　支援業務は社会福祉協議会へ委託しています。 ※注２　当町では、実利用者が 10 名未満（実利用者 5 名以下）の「小規模作業所」設置により事業運営しております。
相談支援事業所	松前町指定特定相談支援事業所

３．サービスの利用者数（令和５年 11 月サービス分）

（１）居住系サービス

区　分	主な実施機関	利用者数
共同生活援助（グループホーム）	町外施設	39
施設入所支援	町外施設	29

（２）日中活動系サービス

区　分	主な実施機関	利用者数
生活介護	町外施設	37
自立訓練（生活訓練）	町外施設	0
就労継続支援（Ａ型）	町外施設	4
就労継続支援（Ｂ型）	町外施設	21
就労移行支援	町外施設	2
療養介護	町外施設	0
短期入所（ショートステイ）	町外施設	0
宿泊型自立訓練	町外施設	0

（３）訪問系サービス

区　分	主な実施機関	利用者数
居宅介護（ホームヘルプ）	松前町社会福祉協議会	2
同行援護	松前町社会福祉協議会	1

（４）地域生活支援事業

区　分	主な実施機関	利用者数
コミュニケーション支援	町外（ろうあ連盟）	0
日常生活用具給付等　※	町外（登録業者）	27
移動支援	松前町社会福祉協議会 町外登録業者	0
地域活動支援センター	松前町社会福祉協議会	2
日中一時支援	町外（委託施設）	0
成年後見制度利用支援	※令和５年度利用者	2

※　日常生活用具給付等の利用者数は、令和５年４月～11 月までの利用人数です。

（５）障がい児通所支援事業

区　分	主な実施機関	利用者数
児童発達支援事業	松前町児童デイサービス事業所	3

（６）障害児相談支援事業

区　分	主な実施機関	利用者数
障害児相談支援事業	松前町障害者指定特定相談支援事業所	1

第２章　計画推進のための基本的事項

１．計画の基本理念（令和８年度に向けて目指す方向）

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、北海道が目指す「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目標に、次に掲げる基本理念に基づいて、今後の施策を推進していきます。

（１）障がい者福祉の充実

障がいの特性に応じた福祉サービスの提供や自立に向けた生活支援など、障がい者福祉の充実を図り、全ての障がい者が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、日常生活を送ることができることを目指します。

（２）社会参加の促進

地域社会を構成する一員として、町内会活動、地域やコミュニティづくり活動、文化、サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がい者が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

（３）バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現を目指し、障がいや障がいのある人への理解や援助が受けやすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカード事業の普及、啓発を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住居、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がいの特性に応じた防災体制の確保など、環境のバリアフリー化などの取組を促進します。

２．計画推進の基本方針

（１）障がい福祉サービスに関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの支援体制を確立するため、計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

ア　必要な訪問系サービスの支援

地域生活への移行を進めるうえで、訪問系サービスが担う役割の重要性が高まっています。

今後とも、町内サービス事業者と連携し、障がい者に対する訪問系サービスの充実を図り、障がいの状況に応じたきめ細やかなサービスが提供できるよう、必要とする訪問系サービスの支援に努めます。

イ　希望する障がい者等に日中活動系サービスの支援

生活の基盤が施設から地域へと移行が見込まれる中で、その暮らしや就労などについて支援を行うため、日中活動系サービスの重要性が高まっています。

移行後の生活において、希望する障がい者に対し、一人ひとりのニーズに沿ったサービスが提供できるよう、日中活動系サービスの支援に努めます。

ウ　地域生活（グループホーム等含む。）への移行の促進

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームへの移行を促進するとともに、移行後の生活において必要なサービス等も含め、その支援に努めます。

エ　障がい者の就労の支援（福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある人が、社会に参加し、収入を得て、地域で自立して生活していくために、個々の障がいの特性に配慮しながら、福祉施設から一般就労への移行及び定着に向けた取組みの支援に努めます。

（２）相談支援体制の充実・強化

一人ひとりの障がいの種別やニーズに対応できる総合的な相談支援の確保を図るために、直営の障害者指定特定相談支援事業所の運営を継続するとともに、医療的ケア児やより専門性の求められる事例に対する指導や助言を行う体制づくり等のために、人材の育成を含めた必要な施策を確保し、更なる相談支援体制の充実・強化に努めます。

（３）地域生活への移行や定着のための支援体制の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて、関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進と、地域への定着支援のための支援体制の確保に努めます。

（４）共生型事業の推進

共生型施設「松前地域福祉交流センター ゆいっこ」を中心に、障がい者、高齢者及び児童等の垣根を越えた交流を進め、ともに暮らし支えあう地域づくりを目指して共生型事業を推進します。

（５）権利擁護の推進

権利擁護推進のため、相談支援体制や自立支援協議会における取り組みを推進します。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき設置された、「松前町障害者虐待防止センター」と関係機関との連携を強化し、虐待の防止や早期発見、早期対応を図るとともに、障がい者の大切な権利と財産を守るため、「成年後見制度」の周知と利用の促進に努めます。

（６）災害時の対応

障がい者への災害時の避難支援については、東日本大震災においても家族や地域の皆さんの力が多大であったことから、要支援者マップの更新及び福祉避難所の受入体制の充実を図

るとともに、総務課（災害担当係）、保健福祉課及び各町内会等と連携協議しながら、支援の推進に努めます。

（７）障がい児支援の推進

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できるように支援体制の整備を促進します。なお、より専門的な支援を必要とする重症心身障がい児や医療的ケア児支援のため、関係機関と協議を行い、広域での連携や具体的なニーズの把握を踏まえた必要な支援体制の構築に努めます。

（８）精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

３．令和８年度における数値目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から「地域生活への移行」や「就労の支援」などの自立した日常生活又は社会生活が営まれるよう、令和６年度から令和８年度を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

（１）施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和４年度末時点において施設に入所している者のうち、グループホームなどに移行することが見込まれる者の数を推計し、令和８年度末の段階において、地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

令和４年度末時点において、施設に入所している本町の障がい者は、39 人です。目標の設定にあたっては、これまでの実績と入所者の今後の見込みを推計したうえで、令和８年度末までに施設入所者の 5.1%、２人が地域生活へ移行し、施設入所者数も２人の減少を見込んでいます。

項　目	数　値	備　考
令和４年度末時点の 全入所者数（Ａ）	39 人	令和５年３月 31 日の施設入所者数
目標年度 全入所者数（Ｂ）	37 人	令和８年度末時点の施設入所者数（見込）
［目標値］ 地域生活移行者数	2 人	Ａのうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行した入所者数（割合については、地域生活移行者数を全入所者（Ａ）で除したもの）
	5.1%	
道の目標値	2.4%以上	
［目標値］ 削減見込（Ａ―Ｂ）	2 人	差引減少見込数（割合については、削減見込人数を全入所者（Ａ）で除したもの）
	5.1%	
道の目標値	4.3%以上	

※　国、道の基本指針における目標は、令和８年度末時点の施設入所利用者の 6%（道 2.4%以上）以上が地域生活への移行を目指すものであり、令和８年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%（道 4.3%以上）以上削減することとなっていますが、いずれも実績と地域の実状を踏まえて設定しています。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、令和５年度までに設置することが基本とされていますが、市町村単独での設置が困難な場合は、複数市町村との共同設置でも良いとされているため、今後関係機関と協議を行い、広域での連携を含め体制整備に向けて検討していきます。

（３）地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の場、緊急時の受け入れ及び対応など）を持つ拠点等について、地域の実情を踏まえて整備することを目指します。なお現在は、渡島西部４町での広域整備について検討している段階です。

■地域生活支援拠点整備の目標

項　目	数　値	備　考
令和８年度末時点での 地域生活支援拠点等の整備箇所	１ 箇所	各市町村または各圏域に少なくとも１つを整備

（４）福祉施設から一般就労への移行

令和８年度末までに、福祉施設利用者が就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

令和４年度中において、本町における、福祉施設を退所して一般就労した者の数は２人でした。令和４年度に就労移行支援事業を利用した方が２人いましたので、令和８年度末までに、３人の障がい者が就労移行支援事業を利用し、福祉施設から一般就労に移行することを見込んでいます。

■福祉施設利用者の一般就労への移行目標

項　目	数　値	備　考
令和４年度の 就労移行者数（Ａ）	２人	令和５年３月 31 日の就労移行支援の利用者数
［目標値］ 令和８年度の 年間就労移行者数（Ｂ）	３人 1.5 倍	令和８年度末の就労移行支援の利用者数 （倍率については、（Ｂ）を（Ａ）で除したもの）

※　国の基本指針における目標は、令和４年度の一般就労への移行実績に対し、就労移行支援事業 1.30 倍以上、就労継続支援Ａ型事業 1.26 倍、就労継続支援Ｂ型事業 1.23 倍以上で、道において目指す目標は、国と同様です。

■一般就労に移行する者のうち就労定着事業を利用する者の割合目標

項　目	数　値	備　考
［目標値］ 令和８年度	100%	令和８年度末までに就労移行支援事業等で一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合

※　国の基本指針における目標は、令和８年度末までに就労移行支援事業等で一般就労に移行する者のうち７割が就労定着支援事業を利用する設定で、道において目指す目標も、国と同様です。

■就労定着支援事業所ごとの就労定着率の目標

項　目	数　値	備　考
［目標値］ 令和８年度	―	令和 5 年度末において就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合 ※当町に就労定着支援事業所がないため目標値の設定はしません。

※　国の基本指針における目標は、就職定着率が８割以上の就労定着支援事業所が７割以上となるよう設定、道において目指す目標は、国と同様です。

（５）障がい児支援の提供体制の整備

国の指針では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための「児童発達支援センター」の１箇所以上の設置、「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」の１箇所以上の確保、「医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場」を設けることとされています。

本町においては、令和３年度から各関係機関との協議を重ね、医療的ケア児の受入体制は整い、令和５年度からは医療的ケア児のためのコーディネーターも配置し、いつでも対応できる状況となっています。しかしながら、対象児童の状況により、ケースバイケースの対応も想定されることから、今後のサービス充実のために更なる検討を進めております。

また、児童発達支援事業所である直営の「松前町児童デイサービス事業所」が身近な療育の場として、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行っていますが、放課後児童デイサービスの環境整備が課題となっており、今後の在り方については検討が急がれます。

■障がい児支援の提供体制の整備目標

項　目	数　値	備　考
【令和８年度末】 児童発達支援センターの設置数	１ 箇所	各市町村に少なくとも１カ所設置する （市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）
【令和８年度末】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	１ 箇所	各市町村に少なくとも１カ所設置する （市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）
【令和８年度末】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保	１ 箇所	各市町村に少なくとも１カ所設置する （市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）
【令和８年度末】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置 ※注１	各市町村で設置する （市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）

※注１　令和５年度より、コーディネーターを１名配置しております。

（６）相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、相談支援体制の充実・強化を推進するため、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。これらを実施するにあたり、本町の相談支援事業者は、直営の「松前町指定特定相談事業所」のほか該当する事業所がないため、令和８年度末までに「松前町指定特定相談事業所」での実施に向けて検討します。

（７）障がい福祉サービス等の質の向上

国の指針では、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。そのため、北海道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加し、ノウハウの習得に努め、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析及び活用し、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

第３章　サービス量の見込み

１．居住系サービス量の見込み

近年、精神科病院や福祉施設から地域への移行が進められる中、共同生活援助（グループホーム）の需要が高まっており、今後も利用が増加していくものと考えられます。

一方、施設入所支援については、国の基本指針に基づき既存施設の定員削減が進むことが見込まれます。

令和４年度に施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する方を支援するために新設された、自立生活援助を利用された方はおりませんでしたが、支援が必要となった際にサービスを受けられるよう、事業者との調整に努めます。

（単位：人）

項　目	令和４年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
共同生活援助	38	36	36	36
施設入所支援	30	30	30	30
自立生活援助	0	1	1	1
全　体	68	67	67	67

２．日中活動系サービス量の見込み

利用者の主なニーズとしては、介護サービスを受けたい方については、生活介護、生活面で自立したい方については、自立訓練（生活訓練）、一般就労を希望し一定の期間における訓練を行いたい方については、就労移行支援、福祉サービスを受けながら高い工賃で働きたい方については、就労継続支援（Ａ型）、福祉サービスを受けながら働きたい方については、就労継続支援（Ｂ型）となっています。

それぞれのサービス見込（人数）については、令和８年度には、生活介護については 836 人分、自立訓練（生活訓練）については、利用実績があることを踏まえ 2 人分、就労移行支援については１人分、就労継続支援（Ａ型）については実績を勘案し 3 人分、就労継続支援（Ｂ型）については、養護学校の卒業生や、施設入所から地域生活への移行を見込んだ 29 人分、

医療と常時介護を要する入所者が対象となる療養介護が2人分、短期入所についても2人分、就労定着支援については1人分を見込んでいます。

（上段単位：日）
（下段単位：人）

項　目	令和４年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	760	792	814	836
[1人当たり22日]	35	36	37	38
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
[1人当たり5日]	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	20	20	20
[1人当たり10日]	0	2	2	2
就労移行支援	22	22	22	22
[1人当たり22日]	1	1	1	1
就労継続支援（Ａ型）	62	66	66	66
[1人当たり22日]	3	3	3	3
就労継続支援（Ｂ型）	501	638	638	638
[1人当たり22日]	23	29	29	29
療養介護	31	62	62	62
[1人当たり31日]	1	2	2	2
短期入所（ショートステイ）	0	10	10	10
[1人当たり5日]	0	2	2	2
就労定着支援 [1ヵ月当たりの利用者数]	0	1	1	1
全　体	1,376	1,611	1,633	1,655
	63	75	76	77

※　月の平均的な利用日数の見込み。

３．訪問系サービス量の見込み

過去の実績や障がい者の状況及び施設入所から地域生活への移行することなどを踏まえ、令和８年度は全体で 101 時間分を見込んでいます。

なお、行動援護、重度障害者等包括支援については、現在、町内にサービスを提供する事業者がないため、見込んでいません。

（単位：時間）

項　目	令和４年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護（ホームヘルプ）〔1 人当たり 12 時間〕	50	60	72	84
重度訪問介護〔1 人当たり 12 時間〕	0	12	12	12
同行援護〔1 人当たり 2 時間〕	5	5	5	5
行動援護〔1 人当たり 2 時間〕	0	0	0	0
重度障害者等包括支援〔1 人当たり 12 時間〕	0	0	0	0
全　体	55	77	89	101

※　月の平均的な利用時間の見込み。

４．相談支援サービス量の見込み

相談支援サービスは、障がい者が福祉サービスを受けるときや、施設や精神科病院から地域移行するときなどに相談を受け支援するサービスです。

※月の平均的な利用人員

（単位：人）

項　目	令和４年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援				
サービス利用支援	25	25	25	25
継続サービス利用支援	50	50	50	50
地域相談支援				
地域移行支援	0	1	1	1
地域定着支援	0	1	1	1

※相談支援の内容

○計画相談支援：サービスを利用する全ての障がい者を対象に、サービス利用時やサービス変更時の利用計画の作成や、フォローアップ時の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業者との連絡調整等の支援

○地域移行支援：福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行者に対する支援

○地域定着支援：地域における単身の障がい者や家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者で地域生活への移行者に対する支援

５．地域生活支援事業サービス量の見込み

地域で暮らす障がい者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを補完し、地域のニーズにあった事業として地域生活支援事業を実施します。

［必須事業］

□相談支援事業
□意思疎通支援事業
□日常生活用具給付等事業
□移動支援事業
□成年後見制度利用支援事業
□成年後見制度法人後見支援事業
□理解促進研修・啓発事業
□自発的活動支援事業
□手話奉仕員養成研修事業
□地域活動支援センター機能強化事業

（１）相談支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業及び住宅入居等支援事業（居住サポート事業）についての見込です。

基幹相談支援センターとは、「自ら障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」とされています。町内には、相談支援事業所は本町直営の１箇所のみですが、今のところ基幹相談支援センターを設置する必要性が低いため、機能強化事業は見込んでいません。また、住宅入居等支援事業についても見込んでいません。

（２）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者等の設置又は派遣を行うものですが、実績等を踏まえ引き続き派遣による事業量の確保を行っていきます。

また、その実利用見込み者数について、令和８年度には 1 人を見込んでいます。なお、この事業の実施の方法は、社団法人北海道ろうあ連盟に委託をして実施します。

（３）日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与を行うもので、前期計画の状況等を勘案し、日常生活用具の種類ごとの給付等の件数を見込んでいます。

令和８年度には、介護・訓練等支援用具については 1 件、自立生活支援用具については 1 件、在宅療法等支援用具については 1 件、情報・意思疎通支援用具についても 1 件、排泄管理支援用具については 335 件、居宅生活動作補助用具については 1 件と、それぞれ見込んでいます。

（４）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うもので、これまでの状況等及び同行援護利用による減少も勘案し、令和８年度には、実利用見込み者数１人と見

込んでいます。
　実施の方法は、社会福祉法人松前町社会福祉協議会または町外事業者に委託をして実施します。

（５）成年後見制度利用支援事業

　判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある障がい者等の保護を図るための成年後見制度の利用に際し、費用負担が困難な者に対しての費用の助成や申立てなど成年後見制度の利用を支援する事業です。
　令和８年度には、実利用者数を１人と見込んでいます。

（６）成年後見制度法人後見支援事業

　成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業ですが、現在は、法人後見を行う実施団体等がないため、事業の実施予定はありませんが、今後、近隣の自治体と連携して行うことなどを検討していきます。

（７）理解促進研修・啓発事業

　障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障がい者と障がいに対する理解を深めるための研修を毎年１回行っていく予定です。

（８）自発的活動支援事業

　障がい者が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族又は地域住民等による自発的な取り組みを支援する事業です。現状において対象となる団体及び個人はいませんが、対象となる者があった場合実施するよう努めます。

（９）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した、手話奉仕員を養成する事業ですが、受講者、カリキュラム及び講師の確保等、本町単独で行うことが困難なため実施予定はありませんが、今後、近隣の自治体と連携して行うことを検討していきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターについての実施見込箇所数及び実利用見込者数を見込んでいます。

令和８年度には実施箇所数１箇所、利用者数５名と見込んでいます。

（単位：件、箇所、人）

項　目	令和４年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
相談支援事業				
基幹相談支援センター	0	0	0	0
住宅入居者等支援	0	0	0	0
意思疎通支援事業	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練等支援用具	2	1	1	1
自立生活支援用具	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	1	1	1
排泄管理支援用具	223	310	322	335
居宅生活動作補助用具	0	1	1	1
移動支援事業	0	1	1	1
成年後見制度利用支援	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	－	近隣との共同実施検討		
理解促進研修啓発事業	実施なし	実施する	実施する	実施する
自発的活動支援事業	実施なし	随時	随時	随時
手話奉仕員養成研修	実施なし	近隣との共同実施検討		
地域活動支援センター				
実施箇所数	1	1	1	1
利用人数	5	5	5	5

６．障がい児支援のサービスの量の見込み

（１）障がい児通所支援事業

ア 児童発達支援

地域で暮らす障がい児に対する支援を行う療育の場です。

イ 医療型児童発達支援

障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

ウ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等行う場です。

エ 保育所等訪問支援

保育所などの施設に通う障がい児に対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

オ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し発達支援を行います。

（２）障がい児支援のサービス量の見込み

（単位：人）

項　目	令和４年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援事業	2	2	2	2
医療型児童発達支援	0	1	1	1
放課後等デイサービス	0	2	2	2
保育所等訪問支援	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1	1

（３）障がい児相談支援事業

障がい福祉サービス等を利用する障がい児に対し、相談支援専門員が、利用計画案などの作成を行います。

（単位：人）

項　目	令和４年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害児相談支援事業	2	2	2	2

第４章　サービス見込量の確保の方策

１．障がい福祉サービスの必要量確保の方策

障がい福祉サービスの必要量の確保については、利用者自らが事業者を選択できるような体制を整備することを基本に、障がい福祉サービスを行う事業者の参入促進等に努めてまいります。

また、利用者のニーズやサービス提供体制の把握に努めながら、障がい福祉サービスが必要なときに受けられるよう、事業者と連携を図っていきます。

（１）居住系サービス

入所や入院をしている障がい者の地域移行を進めるうえで、住まいの確保は重要な問題です。

支援の必要度や家庭の状況を踏まえ、施設入所についての適切な支援を行うとともに、一般住宅への入居が困難な障がい者に対しては、共同生活援助（グループホーム）の利用を含め、必要な支援を進めていきます。

□　現在、町内にはグループホーム等はありませんので、他の市町村において、共同生活援助等を利用しています。

今後、障がい者の家族が高齢化し、また施設から地域へと移行が進む中で、グループホーム等の役割と必要性が高まります。

障がい者がこれまで生活してきた地域でこれからも生活ができるよう、その支援に努めるとともに、町内においても、民間活力を利用したグループホーム等の設置を含め、そのあり方について検討していきます。

□　夜間において、介護が必要な障がい者で、家庭の状況や地域の社会資源の状況により、通所が困難である障がい者に対して、施設入所支援により、入浴や排せつ、食事などのサービスが提供できるよう、その支援に努めていきます。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。日中活動として、入所施設などにおいて、昼間の活動を支援する必要なサービスの提供について、支援をしていきます。

- □　地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等を必要とする方に対して、生活介護により、そのサービスが提供できるよう支援に努めていきます。
- □　地域で自立した暮らしを営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援を必要とする障がい者に対して、自立訓練（機能訓練・生活訓練）により、そのサービスが提供できるよう支援に努めていきます。
- □　就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、提供主体を早期に確保するとともに、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、障がい者の就労支援をしていきます。
- □　療養介護は、病院等の施設において医療的ケアに加え常時介護を要する重症心身障がい者の方が利用しているサービスで、現在は町内に施設はなく、町外の施設で利用されている方がいますが、今後も新たな利用希望が生じた場合は、関係機関と連携を図りサービスの提供に努めていきます。
- □　短期入所については、町内にサービス事業者はない状況にありますが、自宅で介護を行う家族が家庭の行事や病気などの場合、短期間、施設へ入所できるようサービスの確保に努めていきます。

（３）訪問系サービス

地域生活を維持するために有用なサービスである訪問系サービスは、障害者手帳所持者の増加に伴い、利用者も年々増加しています。また、施設入所者等の地域移行や介護者の高齢化に伴い、さらに利用者が増加していくものと見込まれます。

- □　障がい程度の重い方が地域で暮らしていくためには、対応できる事業者の確保や人材の育成が重要であることから、関係機関と連携しながらその支援に努めます。
- □　障がい者の高齢化に伴い、身体介護を伴う居宅介護の増加が見込まれ、また、施設入所者の地域への移行や単身の障がい者の増加などで、さらに多くの需要が予想されます。このため、サービスに支障が生じないよう、関係機関と連携を図りながら、ホームヘルパーの養成や確保に努めていきます。
- □　同行援護及び重度訪問介護については、町内においても提供できるサービス事業者があることから、そのニーズや家庭状況を把握し、当該事業者と連携を図りながら、その確保に努めます。

  また、町内にサービス提供事業者がない行動援護、重度障害者等包括支援について

は、サービスの再開や新規開始について、事業者へ情報を提供するなど、その確保に向け働きかけを行っていきます。

２．相談支援の必要量確保の方策

相談支援（計画相談支援等）の必要量については、北海道及び事業者等と連携を図り、利用者の状況やニーズの把握、サービス利用計画の作成等、障がい福祉サービスが適切に受けられるよう、その確保に努めていきます。

３．地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として、民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能にするため、事業者についての、情報提供を図っていきます。

いずれの事業についても、制度の周知を図りながら、具体的には、事業ごとに次のことに留意して実施していきます。

（１）相談支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業及び住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、必要量を見込んでいません。

（２）意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣により、意思疎通支援事業の円滑なサービスの提供に努めます。また、要約筆記者及び奉仕員の養成・研修については、地域やニーズの状況を踏まえ、今後検討していきます。なお、北海道では平成３０年４月１日から「北海道意思疎通支援条例」及び「北海道手話言語条例」が施行されており、本町においても北海道と連携協力しながら、障がいの特性に応じた意思疎通手段の理解促進に努めていきます。

（３）日常生活用具給付等事業

障がい者が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めていきます。

（４）移動支援事業

障がいの特性や家庭環境等を把握し、必要に応じて支援できるよう努めます。また、増加が見込まれる利用者数や利用時間の必要量を確保するため、サービス事業者において対応できる体制について、事業者に働きかけていきます。

（５）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要な方に対し、親族がいないなど一定の要件を満たす場合に、成年後見制度利用支援事業を実施し、申立ての支援などを行っていきます。

（６）成年後見制度法人後見支援事業

単独実施が困難ため、近隣自治体との連携等について検討していきます。

（７）理解促進研修啓発事業

障がい者等が日常生活で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・講演会等を行っていきます。

（８）自発的活動支援事業

対象となる団体及び個人があった際に随時実施するよう努めていきます。

（９）手話奉仕員養成研修事業

単独実施が困難ため、北海道や近隣自治体との連携等について検討していきます。

(10) 地域活動支援センター

障がいの特性や家庭環境等を把握のうえ、広報等を通じて活動の内容等の周知を図り、共生型事業との連携や活動内容の充実を図り、気軽に利用できる環境づくりや創作、生産意欲の向上と生活支援、自立支援に対応した取り組みを行っていきます。

(11) 児童発達支援

利用者の状況やニーズの把握など、支援サービスが適切に受けられるよう、その確保に努めていきます。

(12) 医療型児童発達支援

今後も本町単独による設置は難しいため、利用ニーズを的確に把握し、利用者の求めに応じたサービスを提供できるよう、関係機関と連携を図っていきます。

(13) 放課後等デイサービス

町内にサービス提供事業者がない状況ですが、利用者の求めに応じたサービスを提供できるよう、町内外の事業者を含めた関係機関との協議や、サービス提供のための検討を行っていきます。

(14) 保育所等訪問支援

町内にサービス提供事業者がない状況ですが、近隣の市町村と連携を図りながらサービスが提供できる体制づくりに努めていきます。

(15) 居宅型児童発達支援

町内にサービス提供事業者がない状況ですが、利用者の求めに応じたサービスを提供できるよう、町内外の事業者を含めた関係機関との協議や、サービス提供のための検討を行っていきます。

第５章　計画の推進等

１．住民や関係団体との連携

本計画を推進し、障がい者のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域関係団体・機関の協力が不可欠です。それらの関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進を図ります。

２．庁内の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課における連携体制の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進していきます。

資 料 編

松前町障害福祉計画（第１期～第５期）のサービス見込量と実績

No.1

サービス名			単位	第１期計画						第２期計画						第３期計画					
				H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26	
				見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
居住系	新体系	GH、CH	人／月平均	8	9	9	9	11	12	12	16	14	21	17	23	28	30	28	30	29	30
		施設入所支援		5	2	13	4	19	4	31	15	32	16	36	42	37	40	38	41	38	41
		自立生活援助		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	旧法による施設入所			39	40	31	38	24	36	10	26	7	25	0	0	－	－	－	－	－	－
日中活動系	生活介護		人日／月平均	66	22	176	35	264	58	440	278	484	293	572	902	836	905	858	931	858	931
	自立訓練（機能訓練）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）			22	0	22	21	44	0	66	0	88	0	110	0	0	5	0	36	0	22
	就労移行支援			22	22	22	17	44	39	66	19	66	0	88	0	22	0	22	0	22	14
	就労継続支援（Ａ型）			0	0	0	0	22	0	22	0	22	0	44	0	0	0	22	0	22	0
	就労継続支援（Ｂ型）			44	17	66	15	132	0	242	20	286	59	374	110	330	388	330	371	352	324
	療養介護		人／月平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6	5
	児童デイサービス		人日／月平均	98	10	112	15	112	11	20	8	20	12	20	10	－	－	－	－	－	－
	短期入所			44	10	50	10	50	8	50	0	50	0	50	6	10	10	10	5	10	1
	就労定着支援		人	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
訪問系	居宅介護		時間／月平均	30	29	60	43	108	61	72	54	96	135	120	40	40	54	48	37	56	54
	重度訪問介護			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行動援護			0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	同行援護			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12	1	24	1	24	1

松前町障害福祉計画（第１期～第５期）のサービス見込量と実績

No.2

サービス名			単位	第４期計画						第５期計画						第6期計画（案）2021/1/16					
				H27		H28		H29		H30		H31		R2		R３		R４		R５	
				見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績（見込）
居住系	新体系	ＧＨ	人／月平均	31	29	31	31	31	31	34	38	36	36	38	35	38	37	40	38	41	39
		施設入所支援		41	39	41	36	40	35	35	32	34	33	34	33	34	32	33	30	33	29
		自立生活援助		-	-	-	-	-	-	1	0	2	0	3	0	1	0	1	0	1	0
	旧法による施設入所			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日中活動系	生活介護		人日／月平均	946	865	946	722	924	790	858	818	858	747	880	728	770	702	792	738	814	760
	自立訓練（機能訓練）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）			22	2	22	2	22	0	10	24	10	15	10	8	20	1	20	0	20	0
	就労移行支援			22	1	22	0	22	0	22	0	22	15	22	0	22	0	22	1	22	2
	就労継続支援（Ａ型）			0	41	0	45	0	42	44	41	44	41	44	41	44	61	44	62	44	66
	就労継続支援（Ｂ型）			396	346	418	420	440	434	462	500	484	503	484	529	550	557	594	501	616	504
	療養介護		人／月平均	5	3	5	2	5	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	2	1
	児童デイサービス		人日／月平均	3	4	3	4	3	4	3	2	3	2	3	7	3	5	3	5	3	3
	短期入所			20	18	20	10	20	10	10	0	10	17	10	1	10	0	10	0	10	0
	就労定着支援		人	-	-	-	-	-	-	1	0	2	0	3	0	1	0	1	0	1	0
訪問系	居宅介護		時間／月平均	54	55	63	84	63	88	60	43	65	37	70	49	48	54	60	50	72	48
	重度訪問介護			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	12	0
	行動援護			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	同行援護			4	3	4	4	4	5	5	2	5	2	5	2	2	5	2	5	2	5

松前町障害福祉計画（第１期～第５期）のサービス見込量と実績

サービス名		単位	第１期計画						第２期計画						第３期計画					
			H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	相談支援機能強化事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅入居等支援事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成年後見制度利用支援事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	成年後見制度法人後見支援事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
	理解促進研修、啓発事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
	手話奉仕員養成研修事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
	自発的活動支援事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
コミュニケーション支援事業		人数	1	0	2	1	3	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
日常生活用具	介護・訓練等支援用具	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	自立生活支援用具		1	1	2	0	2	0	2	1	2	3	2	1	2	1	2	2	2	0
	在宅療養等支援用具		0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具		0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	1	1	2	1	1	1	3
	排泄管理支援用具		6	6	216	276	216	298	384	290	384	311	384	348	372	286	396	277	396	258
	居宅生活動作補助用具		1	0	2	0	2	0	2	0	2	1	2	1	2	0	2	0	2	1
移動支援事業		箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
		人数	1	1	4	1	4	2	4	3	4	0	4	0	1	0	1	1	1	0
		時間／月平均	6	6	40	14	40	18	40	12	40	0	40	0	10	0	10	30	10	15
地域生活支援センター		箇所数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人数	0	0	5	3	5	5	7	7	7	8	10	7	7	7	7	4	7	3

松前町障害福祉計画（第１期～第５期）のサービス見込量と実績

No.2

サービス名		単位	第４期計画						第５期計画						第6期計画（案）2020/8/20					
			H27		H28		H29		H30		H31		R2		R３		R４		R５	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績(見込)
相談支援	障害者相談支援事業	箇所数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域自立支援協議会		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	相談支援機能強化事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅入居等支援事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成年後見制度利用支援事業		1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	2	1	2
	成年後見制度法人後見支援事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	理解促進研修、啓発事業		1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1
	手話奉仕員養成研修事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自発的活動支援事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コミュニケーション支援事業		人数	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
日常生活用具	介護・訓練等支援用具	件数	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	2	1	2
	自立生活支援用具		2	1	2	0	2	0	2	0	2	2	2	1	1	1	1	0	1	0
	在宅療養等支援用具		1	0	1	0	1	1	1	2	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0
	情報・意思疎通支援用具		2	0	2	2	2	8	2	0	2	1	2	1	1	0	1	1	1	1
	排泄管理支援用具		260	250	284	298	308	334	375	331	396	341	420	329	333	276	343	223	353	299
	居宅生活動作補助用具		1	1	1	1	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	2
移動支援事業		箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1
		時間／月平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1
地域生活支援センター		箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	4	7	4	5	4	3

２．策定経過

年　月　日	経　過　概　要
令和５年８月２５日	松前町自立支援協議会　　第１回会議 （１）アンケート調査の実施について （２）その他
令和５年１０月～１２月	松前町第３期障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画策定に向けたアンケート調査の実施
令和６年２月２７日	松前町自立支援協議会　　第２回会議 （１）会長の選任について （２）松前町第３期障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画（案）について （３）その他

３．松前町地域自立支援協議会設置要綱

〇松前町地域自立支援協議会設置要綱

平成１９年３月３０日
訓令第２号
改正　平成２２年３月２６日訓令第３号
平成２５年４月１日訓令第１２号
平成２９年６月１日訓令第１８号
令和２年３月３１日訓令第１４号
令和３年３月３０日訓令第６号

（目的）
第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として松前町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
（１）　困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
（２）　地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
（３）　地域の社会資源の開発、改善
（４）　障害者計画及び障害福祉計画に関する協議、進捗管理
（５）　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）に基づく地域における障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議
（６）　その他協議会の目的を達成するために必要な事項
（組織）
第３条　協議会は、委員１６名以内で構成する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）　障害福祉サービス事業者
（２）　保健、医療関係者
（３）　教育、雇用関係者
（４）　高齢者、介護関係者
（５）　障害者当事者又はその家族
（６）　障害者相談員
（７）　民生委員
（８）　学識経験者
（９）　行政機関
（１０）　渡島圏域障害者総合相談支援センター
（１１）　その他町長が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によつて定める。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

（会議の運営）
第７条　会議は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。
２　会議の議長は、会長が当たる。
（意見の聴取）
第８条　協議会は、必要に応じ関係職員等を出席させて、その意見を求めることができる。
（庶務）
第９条　協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。
（報酬及び費用弁償）
第１０条　委員（常勤の公務員である委員を除く。）が会議に出席したときの報酬及び費用弁償については、松前町会計年度任用職員の給与に関する規則（令和２年松前町規則第５号）の定めるところによる。
（雑則）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。
附　則
１　この要綱は、公布の日から施行する。
２　この要綱の施行日以後、最初に任命された委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成２１年３月３１日までとする。
３　この要綱の施行日以後、最初に開催する会議は、第６条の規定にかかわらず、町長が招集する。
附　則（平成２２年訓令第３号）
この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則（平成２５年訓令第１２号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（平成２９年訓令第１８号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（令和２年訓令第１４号）
この訓令は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和３年訓令第６号）
この訓令は、松前町課設置条例の一部を改正する条例（令和２年松前町条例第２０号）の施行の日から施行する。

４．松前町地域自立支援協議会委員名簿

委員区分		氏　名	所属団体等職名	備考
第１号	障害福祉サービス事業者	松　橋　祐　二	社会福祉協議会事務局長	会長
第２号	保健、医療関係者	八木田　一　雄	松前町立松前病院長	
第３号	教育、雇用関係者	髙　橋　潤一郎	教育委員会学校教育課長	
		長　縄　達　幸	松城小学校長	
		佐　藤　祐　二	商工会事務局長	
第４号	高齢者、介護関係者	古　海　フジノ	介護保険事業計画等 推進委員会委員	
第５号	障害者当事者又はその家族	村　松　百合子	知的障害者相談員	
第６号	障害者相談員	川内谷　直　志	身体障害者相談員	副会長
第７号	民生委員	山　本　勝　美	民生委員協議会会長	
		伊　藤　和　子	民生委員	
第８号	学識経験者	石　浦　敏　恵	渡島総合振興局 松前社会福祉事務出張所長	
第９号	行政機関	松前町副町長	松前町	
第 10 号	渡島圏域障害者 総合相談支援センター	鈴木真由美	障害者生活支援センター ぱすてる 地域づくりコーディネーター	

５．障害福祉サービスの内容

（１）居住系サービス：入所施設等におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内　容	必要な障害程度区分	主な実施機関
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間において入浴や排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行います。	区分4以上（50 歳以上は区分3以上）	町外施設
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他日常生活上の援助を行います。	―	町外施設
―	自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者でひとり暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題等について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。	―	町外施設

（２）日中活動系サービス：入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内　容	必要な障害程度区分	主な実施機関
介護給付 訓練等給付	療養介護	病院において医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において病院において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。	区分6（筋ジストロフィ患者等は区分5以上）	町外施設
	生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供等必要な援助にを行います。	区分3以上（50 歳以上は区分2以上）	町外施設
	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、身体的リハビリテーションや日常生活における必要な支援等を実施します。	―	町外施設

給付の種類	サービスの名称	内　容	必要な障害程度区分	主な実施機関
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者及び精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上させるための支援のほか、日常生活上必要な相談支援等を実施します。	―	町外施設
	就労移行支援	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者について、生産活動、職場体験、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場定着のために必要な相談等を行います。	―	町外施設
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。	―	町外施設
	就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な者のうち、雇用契約に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のため必要な訓練等を行います。	―	町外施設
	就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	―	町外施設

（３）訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、通所等で利用サービスです。

給付の種類	サービスの名称	内　容	必要な障害程度区分	主な実施機関
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助を行います。	区分1以上	松前町社会福祉協議会
	重度訪問介護	重度肢体不自由者であって常に介護が必要な人について、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動中の介護を総合的に支援します。	区分4以上	町外施設
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。	区分なし（視覚障がい限る）	松前町社会福祉協議会
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難で常に介護が必要な人について、行動するとき必要な援護や外出時における移動中の介護等必要な援助を行います。	区分3以上	松前町社会福祉協議会
	短期入所（ショートスティ）	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所させ、入浴や排せつ、食事の介護その他必要な保護を行います。	区分1以上	町外施設
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、著しく意思疎通が困難、四肢麻痺で寝たきりである等障がいの程度が非常に高いと認められた人に、複数のサービスを組み合わせして包括的な支援を行います。	区分6	松前町社会福祉協議会

6．用語解説

〔あ行〕

●アクセシビリティ

英語では“Accessibility”で、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されている。 一般的には、「利用者がサービスを円滑に利用できること」という場合に使われている。

●医療的ケア児

たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障がい児。

〔か行〕

●グループホーム（共同生活援助）

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障がい者が、同居あるいは近隣に居住する世話人から食事の提供、相談その他の日常的生活援助を受けながら共同で生活する場。

●ケアマネジメント

障がいのある人の地域生活を支援するため、保健・医療・福祉のほか教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるための調整を行うこと。

●コミュニケーション

言葉や文字などによって、互いに意思、感情、思想などを伝達・交換すること。

〔さ行〕

●システム

組織、体制、制度。

●手話通訳者

聴覚・言語障がいのある方との意思疎通を、手の動きや顔の表情等により仲介する方。道の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

●重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

●障害者基本法

障がい者の施策に関して基本的な考え方や国や地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者の自立とあらゆる活動への参加促進などを目的として定めた法律。

●障害者総合支援法

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律」という。

●障害支援区分
　障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障がい者等の心身の状態を総合的に示すものとして定められた区分。

●身体障害者手帳
　視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体障がい、心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫の機能に永続する障がいがある場合に交付される手帳。その程度により、１級から６級までの手帳が交付される。

●精神障害者保健福祉手帳
　精神障がい者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。その程度により、１級から３級までの手帳が交付される。

●成年後見制度
　知的障がいのある人や精神障がいのある人など判断能力の不十分な人が財産管理（預貯金の管理、遺産分割など財産に関すること）や身上監護（福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所などの生活に関すること）について契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り、支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人等が選任され対応する。平成１２年４月の民法改正により禁治産・準禁治産制度の代わりに制度化された。

〔た行〕
●地域生活支援事業
　障がい者等が障害福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止および早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

〔な行〕
●ニーズ
　需要、必要性。

●日常生活用具
　在宅の障がい者の日常生活がより円滑に行われるために給付または貸与する用具。特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、盲人用時計、ファックス、ストーマ用具、住宅改修費など。

●ノーマライゼーション
　障がいのある人もない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会を目指すという考え方。

〔は行〕
●ヘルプマーク
　身に着けることで、周囲の方に援助や配慮が必要なことを知らせることができるもの。

●ヘルプカード
　障がいのある方などが手助けを必要とする際（特に災害時や緊急時など）に、周囲の方に提示して手助けを求めるためのもの。

●ホームヘルパー
　老人、身体障がい者、心身障がい児のいる家庭に派遣され日常生活の世話をする人のこと。また家族の負担の軽減にも配慮している。

●ホームヘルプサービス（居宅介護）
　障がい児・者、難病患者等の家庭等にホームヘルパーを派遣して、身体介護や家事援助、生活に関する相談、助言など日常生活上の世話を行うサービス。

〔ま行〕
●南渡島圏域
　八雲町及び長万部町を除く渡島管内。

〔や行〕
●ユニバーサルデザイン
　製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。

●要約筆記者
　手話習得の困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段として要約筆記を行う者。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達すること。

〔ら行〕
●療育手帳
　知的機能の障がいが発達期（おおむね１８歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると判断された者に対して交付される手帳。その障がい程度によってＡ（重度）またはＢ（中、軽度）の手帳が交付される。

松前町 障がい者福祉の計画

＜第３期松前町障がい者計画・第７期松前町障がい福祉計画・第３期松前町障がい児福祉計画＞

令和６年３月 編集・発行

松前町保健福祉課
〒049-1592　松前郡松前町字福山 248 番地 1
TEL 0139-42-2275 (代)